

POLICY AND LEGISLATION

政策資料

■卷頭言

果敢な選挙戦術を 土肥 隆一

■資料

年金改正にどのように取り組んだか

被爆者援護法案の与党合意の経過と内容

12

社会新報 ブックレット

各600円(税込)
A5判64頁

森下 紀彦ほか

AIDSと闘うための18の方法

ブックレットメンバー
1口1万円(2冊1000円分
と送料が無料になります)

日本社会党機関紙局

東京都千代田区永田町1-8-1
03(3592)7515 FAX 03(3581)3528

A5判64頁

社会新報ブックレット

各600円(税込)

90分で読む。

堀利和 参議院議員

臨時障害者教育審議会設置法案をめざして
視覚障害者参院議員の「共に育つ」教育論

なかよく ケンカしな

AIDSと 闘うための18の方法

森下 紀彦ほか
横浜での国際会議を終えてエイズ
患者の人権の擁護と闘い方を提示

■既刊・好評発売中■

◆まーかいがウチナー=上原康助・照屋林賢・大田昌秀◆お坊さんも外国人労働者も
一小袖精武ほか◆環境保全型農業へ=辻和彦・唯是康彦ほか◆あたりまえだよ男の子
育て=鈴木政俊・圭子◆環日本海の将来=環日本海フォーラム◆転換を迫られる北方
四島への視点=金丸知好◆写真紀行・ウェットランド=島田興生(カラー、700円)◆
カンボジアPKO体験記=柳原滋雄◆社会党あるいは社会的なるものの行方=吉本隆
明◆政策提案型市民運動のすすめ=須田春海◆会社本位主義を変える=奥村宏・鷺尾
悦也◆いま、社会民主主義を選ぶ=熊沢誠◆二風谷にアイヌとして生きる=萱野茂◆
リコベルタ・メンчу=上野清士◆夫婦別姓=福島瑞穂・千葉景子◆アメリカのN
P.O制度=岡部一明◆ミッテランとロカール=成沢宗男◆連立時代の社会党の選択=
高野孟・安東仁兵衛◆知事が語るニッポン分権=横路孝弘・橋本大二郎◆政権への挑
戦=社会党「93年宣言」作成委・筒井信隆◆これまでの社会民主主義=これから
の社会民主主義=住沢博紀◆金竹小の金と権力=伊藤博敏◆創憲=山花貞夫・山口二郎・
高木郁郎

「社会新報」ブックレットメンバーへのお説い!

入会金●1口1万円。(ブックレット計22冊送付します。2冊分と送料が無料になります。)
申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。

入会申し込み書をお送りします。郵便振替(東京4-3203)での申し込みも可。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

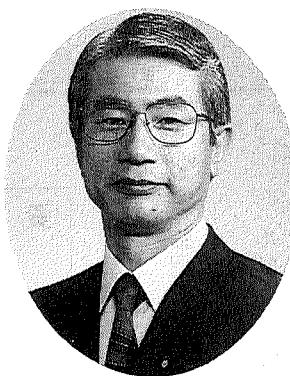
衆議院選挙における区割り法案が両院で可決され、これで政治改革関連法案がすべて成立したことになる。同時に腐敗防止の相当な強化もなされ（五年間猶予の企業献金の問題が残るが）、政党助成を受けるなら最低備えるべき政党の法的用件としての政党法人格付

でもあつたことを想起すべきである。

ここで日本の戦後政治を語り、くすことは出来ないが、五五年体制の弊害の極みとしての自民党一党支配が三八年間に及び、長期単独政権の必然としての腐敗や矛盾を生み出し、それが国民国内の隕

果敢な選挙戦術を

卷頭言



土肥 隆

政策審議会副会長

与法も付け加えられた。いよいよ七〇年ぶりの新しい選挙制度で衆議院選挙が闘わることとなる。すでに政界は小党分立と合戻連衡が激しく行われる中、単なる腐敗防止だけでなく、政治改革の本來の意味を冷静に見つめ、それが戦後議会制民主主義、あるいは日本との政党政治の全体像を見直すこと

々まで及んだこと。また、こうした政治風土を覆すことの出来なかつた社会党と共に、両党的責任は重大というべきである。それを助長したのが中選挙区制度である。

議員一人の得票率一二・三%で当選出来るシステムは議席の固定化を生む一方、有権者の「囲い込み」(後援会中心の地盤培養)——こそ

し、ときには政党の死（解党）と再生（新党）すらも促す。この状況を加速させ、半ば強制的に働くのが小選挙区制度なのである。しばらく政党の流動化の時期を経て理念や基本政策の類似した政党が大きくは二つ、三つに収斂されることとなる。有権者はある程度選択の幅が制約された中での投票に

従つて、地方のしたかで強靭な
そして、個性的な戦術が編み出さ
れる時にのみ勝利がもたらされる
であろう。この努力は、やがて地
方分権、道州制などの基礎共同体
を視野に入れた選挙制度と考える
とき、従来の選挙観念を大きく変
えるものと言わざるを得ない。
(どいりゅういち・衆議院議員)

が唯一、確実な運動となり、投資効果を見込んだ、際限無き金まかせの選挙となつた。

こうした政治状況を開拓するためには政界再編、それも政権交代可能な政治状況を作り出すことが最重要課題となつてゐる。政権交代こそが政党の自己改革をもたらす

よって、単に人を選ぶだけではなく、同時にそれが所属する政党やその政策を選択することになり、さらには、その政党がを目指す政権構想（誰が首班であるかも事前に明らかになる）をも視野に入れることを可能にする選挙制度であるのだ。

月刊『政策資料』

No.339号 1994年12月号

資料

ルワンダ難民支援国際平和協力隊に派遣される自衛隊部隊の携行武器についての
確認事項

防衛・外交・内閣合同調整会議

ルワンダ難民支援与党調査団報告

地方公共団体における行政改革についての申し入れ

与党政策調整会議

公共投資基本計画の見直しについて

党行財政改革プロジェクト

ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱

政府緊急農業農村対策本部

年金改正にどのように取り組んだか・主要ポイント

党厚生部会

公正取引委員会の辞任に伴う人事問題について（メモ） 党商工部会

今後の規制緩和・行政改革の推進下における公正取引委員会のあり方について

党商工部会

公正取引委員会の人事問題について

“

今後の公共料金の取扱について

与党経済対策プロジェクトチーム

日本社会党の環日本海圏政策－3

環日本海国土軸の構築と経済圏の展望

平成七年度税制改正基本方針（案）

党税制調査会

党戦後五〇年問題特別委員会

※付属資料

50 46 36 34 34 31 30

資料



一九九四・九・一二

ルワンダ難民支援国際平和協力隊 に派遣される自衛隊部隊の携行 武器についての確認事項

防衛・外交・内閣合同調整会議



一九九四・九・一二

ルワンダ難民支援与党調査団報告

一 調査団の目的

ルワンダ難民支援与党調査団（岩垂寿喜男団長）は、本年八月一七日の与党防衛調整会議の提案を受けて編成され、派遣された。

調査団の目的は、防衛調整会議において確認されたルワンダ難民支援活動へのわが国的人的協力の推進のため、現地の視察及び現地の救援活動関係者、政府関係者等からの聴取、意見交換を行うことによって、現地情勢のより正確な把握とわが国的人的協力を実施する際の重点、条件、方法等を明確にすることにあった。

二 団構成

團 長	岩垂 寿喜男	（衆議院議員）
副團長	大野 功統	（ ” ” ）
事務局長	高見 裕一	（ ” ” ）
團 員	五島 正規	（ ” ” ）

派遣される自衛隊部隊が携行する武器について、自民党・社会党・新党さきがけ三党は、「人道的な国際緊急援助活動」の趣旨にかんがみ、派遣される部隊が、隊員の安全を確保しつつ、国際平和協力法、とくに「国際平和協力業務の実施等は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない」（第2条第2項）との規定に基づいて、とくに慎重に取り扱うよう、政府として特段の注意を払うことを要請する。

事務局 中谷 元 (二) 難民代表
 築紫 建彦 (社会党)
 田村 重信 (自民党)
 石崎 豊二 (さきがけ)

三 日 程

調査団は以下の日程で調査活動を行った。

- 九月四日 (日) 成田発 ロンドン着 (ナイロビ便待ちロンドン泊)
- 九月五日 (月) ロンドン発
- 九月六日 (火) 未明 ナイロビ着
- (1) 國際NGO「ワールドコンサーン」アフリカ事務所長カール・ベッカー氏及び日本のNGO「JET」のメンバーと会談
- (2) UNHCRナイロビ事務所の副代表カマラ氏とのブリーフィングと質疑
- 九月七日 (水) ナイロビ発 ゴマ (ザイール) 着
- UNHCRゴマ事務所代表グランディ氏との会談
- (3) 北キブ州知事代理と会談
- (4) ゴマ市長
- (5) UNHCRシニアフィールドオフィサー・ベーカー氏との会談
- (6) キブンバ難民キャンプ訪問
- (7) (イ) ボエルストラー医師 (MSF 「国境なき医師団」)
- (ロ) 根本医師ほか二名の日本人医師 (AMDA 「アジア医師連絡協議会」)
- (ハ) マット区長
- 九月八日 (木) 終日ルワンダの首都キガリにて主要関係者にインタビュー
- 九月九日 (金) (1) カーン国連事務総長特使
 (2) UNAMIR (国連ルワンダ支援団) 司令官 (PKO/FC)
 (3) アレクシス・カニャレンゲ副首相 (RPF議長)
 (4) ポール・カガメ副大統領兼国防相
 (5) アルトゥーロ・ヘインUNREO (国連ルワンダ緊急活動調整事務所) 代表
 (6) P RF第二副議長と書記長が同席
 (7) UNHCRキガリ事務所代表ウラサ氏
 (8) ピラーラ計画相
 (9) キガリ市内を視察
- (10) 米軍空輸部隊キガリ空港管理調整担当官
 (11) 南キブ州知事と会談
 (12) キガリ発 ブカブ (ザイール) 着
- (13) 南キブ州知事と会談
 (14) ルワングダ国境までのブカブ市内視察
 (15) ブカブ北西郊外の難民キャンプ訪問
 (16) ブカブ発 ナイロビ着 (夕刻記者会見) ナイロビ発

九月一日（日）午後 成田着

四 難民の状況と救援活動の課題

1 概況

- (1) 七月一八日のRPF（ルワンダ愛国戦線＝ツチ族フツ族健派の連合）によるルワンダ全土の制圧と新政権樹立以来、大量の難民がタンザニア、ブルンジ、ザイールの国境周辺部に流出した。その総数は二ヶ月後の現在でも正確に把握されていないが、約二〇〇万人と推定されている。この推定の根拠はUNHCR等による食料配分の作業を通じたものであり、ほぼ間違いないものと思われる。難民流出の地域と数は時期により違いがあるが、当初はタンザニアのンガラ、その後ザイールのゴマ（キブ湖北端）、更にブカブ（キブ湖南端）等が主な集中地域となっている。
- (2) 國際機関やNGO、各国派遣部隊等の二ヶ月間の努力により、食料は充分ではないがほぼ供給体制が整い、給水及びそれと密接に関連している防疫は効果を挙げつつある。医療についてはキャンプ地内での外来医療の体制はNGOを中心にほぼ充実されつつある。
- (3) 他方、大量の難民が集中した地域では、現地の行政的、経済的混乱や住民生活の緊張、森林伐採の拡充による環境上の破壊などがのしかかり、その緩和策や地域社会の国際的支援が別な新たな課題として登場している。
- (4) 二〇〇万人の難民は近隣諸国では長期に、受け入れ、吸収することは不可能であり、最終的には本国ルワンダへの帰還しか解決策はない。このため国連関係機関などは難民救援という当面の課題とあわせて、安全な帰還と再定住のための条件作りにも力を注

いでいる。

しかし、次のようないくつかの困難によって、正式の帰還作業の開始の見通しは立っていない。

(a) 新政権による、虐殺に直接関与していない者への帰還呼びかけと処罰しないなどの言明にもかかわらず、その保障措置が未確立のため、帰還すれば処罰・報復が行われるのではないかとの恐れが難民側に根強い。

(b) 旧政権と軍、民兵は大量虐殺を計画・組織・実行したあとで、戦闘の敗北とともに、旧行政組織（部落長等を含む）を通じて、地域の住民、家族を連れて国外に脱出しており、彼らは帰還すれば処刑が待っているという宣伝、噂を広げている。また、自発的に帰国しようとする者への脅迫や殺傷事件も起こっており、この面からも難民の帰還にブレーキがかかっている。

(c) 國際社会は、ルワンダ新政権の難民受け入れ策と人権保障措置の確立のための協力と難民の現地での生活安定のための努力という、ある意味で矛盾した課題に同時に直面しており、両方を同時に解決するだけの体制・能力が十分ではない。

(d) 更に、難民の帰還と再定住の実現は、政治的条件だけではなく、破壊された経済的、生生活的なインフラの再建が必要であるが、新政権にはそのための財政的、組織的、人的な能力は極めて乏しい。また、膨大な国内避難民の問題もあり、少数の帰還民も含めて、故郷の村に帰るよりは首都周辺に流民化して情勢の推移を見守るという姿勢もあるようである。

2 ゴマ地域

- (1) 調査団が観察したのは、ゴマ周辺にあるいくつかの難民キャンプのうち、最大のキブンバ・キャンプである。ゴマ市北郊二〇数キロの狭い山間地（舗装道路の西側は国立公園のためキャンプ設

（當禁止）を仮説のテント小屋が埋め尽くしていた。テント小屋といつても、竹で骨組みをし、草や木の葉などで編んだ数メートルの掘立小屋に国連提供のビニールシートをかぶせただけで、シートがまだないものも多数見受けられた。既に雨期が始まりつつあり、どれだけ耐えられるか疑問である。UNHCRでは、更に北数キロの地域に整備されたキャンプを設営し、逐次キブンバから移転させて、キブンバも整備出来るようにする計画を持っており、現在その過程が始まっている。

(2) 七月八月中旬頃の大量流入による大混乱時には、浄水及び給水体制が伴わらず、コレラなどが蔓延して数万人の死者が出て、死体や屍臭がキャンプの常態になっていたというが、その後の浄水・給水活動やトイレの整備により、医療状況は改善されつつある。給水については、OXFAM(NGO)やUNICEFなどが担当していたが、それだけではカバー出来ず、米軍が大量の機材と人員を投入したことによって目ざましい改善がなされたという。

浄水・給水の体制は、米軍の撤退後は彼らが残した浄水機を使用して、米国給水所チームが引き継ぎ、調査団が訪問した時点では、更にスウェーデンのチームが引き継ぎつづった。日本が引き継ぐ場合、その機材を利用出来るのか、日本が独自の浄水機を持って来るのかについては、事前に米国側及びUNHCR現地事務所等との調整が必要である。なお、給水活動については、給水車、タンク、ホース等についてもほぼ体制は確立していると報告され、日本側への特別な要請はなかった。

(3) 医療活動

コレラは峠を越し、医療活動上の緊急の危機はほぼ脱しつつあるが、赤痢、髄膜炎、肺炎等の患者は依然として見られる。キャンプ地ではMSFや赤十字連盟、AMDAなどのNGOの医療チームが主役となっており、一次（初期）医療をほぼまかなっている。

（4） 治安
る。彼らやUNHCRが異口同音に言つたのは、米軍やイスラエル軍の撤退により、彼らが行つていた二次、三次医療体制に穴があいていることであり、自衛隊が来る場合、是非二次、三次の医療が提供出来る体制を受け持つて欲しいとの強い要望がなされた。キャンプでの食糧は、量的にはWFPの供給体制が比較的にしっかりしていることにより、平均一六〇〇kcal／日の供給がなされているという。しかし、これは人間が生きていく最低量ギリギリであり、難民の二〇%が栄養不良、三%が極めて悪いという状態であり、また、穀類中心であるから栄養バランス上の問題がある。さらに、食糧の分配は難民の小集団毎の首長を通じて人数の申告に応じて行われているとも言われ、難民個人に平等に行き渡つているか疑問であるという問題もある。この食糧分配活動についてはNGOが行つてるので日本側への協力要請はなかつた。

(5) 治安

(a) キャンプ地の整備の進行、給水活動、一次医療体制の一定の確立、食糧供給の継続的実施等により、これらを原因とする難民の不安や動搖はほぼ収まっている。初期においては、食糧等の到着時に難民が殺到して、警備のザイール兵が発砲、三～四人が死亡したという事件も発生したが、その後は起こっていない。また、時折、難民同士の喧嘩や衝突があるという。

(b) 最も問題なのは、難民の中に旧政府軍兵士や民兵が混じっており、彼らが武器（ナタや場合によつては火器）を隠し持つているのではないかという恐れである。この点は、ザイール当局は国連機関でも正確なことは把握しておらず、ザイール政府によって兵士や民兵を一般難民のキャンプから分離し武装解除するというゴマ地域に残された課題とともに、今後の課題となつてゐる。

調査団が訪問する直前に、難民の中の医師が自発的帰還の医師を理由として民兵らに殺害されるという事件が起こったといふ。但し、彼らによるザイール住民、救援活動従事者、各国派遣部隊への危害は、これまで一件も起こっていない。

(c) 夜間または夕刻等に市内で銃声が聞こえたり、キャンプ地と市街地の中間の人目のない道などで強盗が出ることがあるとの話はいくつかあった。前者はザイール兵が何らかの理由で発砲したのか、後者はザイール兵またはルワンダ兵らが関与しているのかは不明である。このため、キャンプで活動するNGOなどは暗くなつてからの活動や外出は避けている。また、仏軍司令官によると、駐屯地の外側はザイール軍の兵士に警備を委ね、外部と接触する警備体制はとらないようにしており、医療チームなどをキャンプに送迎する場合には、警備チームをつけて医療地区周辺を軍の車でパトロールすることもあるというが、これまで仏軍として一発も発砲する事態に直面したことはないという。また、活動の際には、必ず制服を着て活動した方がよいというアドバイスもあった。

(6)

(a) ゴマは人口一三三万人の小さな町であり、近郊の住民は貧しい農民が多い。その人口の数倍の難民が一挙に流入したため、ゴマの行政的、インフラ的能力ははるかに及ばない状態になり、国際社会の難民救援活動によつて辛うじて秩序が維持されている。市内の秩序維持はザイール軍兵士と警察によつて行われているが、ザイール自身が政治的に不安定であり、彼らの給料も何ヵ月も支給されていないという話もある。このため、市内の安易な行動（例えは、兵士や主要施設の無断撮影など）や夜間外出などは注意を要する。

(b) これにも関連するが、外国からの救援活動において、ザイ

ル当局（州、市などの行政、軍、警察など）と十分な協議と調整を行い、誤解や無用な軋轢が生じないよう配慮するとともに、彼らとの連携、協力の推進によって、良好な関係を築くよう努力することが極めて重要である。国際法上はザイールの主権下の活動であり、また彼らの名誉と尊厳を尊重することは当然だからである。この点では、仏軍司令官が軍の駐屯地や外周警備だけではなく、駐屯地の業務の一部にもザイール人を雇用するなどの「配慮」が極めて重要であると強調したこと、キャンプ地内で活動するNGOがザイール人や難民からもスタッフを雇用していることは、信頼関係の上からも重要な参考事例すべきである。

(c)

国際社会による難民への資金、物資、人材の大規模な投入は、貧しい地域社会との間で逆に「格差」問題を生じかねない。本来的には、ODAの対象としての問題であろうが、難民問題と不離の隣接課題として、ザイールの地域社会への何らかの財政上、民政安定上の支援に関し、ザイール側の行政責任者たちから繰り返し要請された。

(d)

また、難民は調理用燃料や調理具の供給が十分でないため、キャンプ周辺の木を切つて燃料としており、伐採の範囲は確実に広がっている。この点は、ザイール側も強調していたが、これ以上の環境破壊を防止するため、薪以外の何らかの燃料の供給も検討すべきである。UNHCRの国際社会への提供要請品目の中にも燃料の調理器具が含まれているが、その供給は十分ではない。

3 ブカブ地域

(1) ブカブ地域は、ゴマの事態に照らして同様の集中的な大量流入が危惧されたが、ルワンダ南西部の仏軍の「安全地帯」が仏軍撤

退後もアフリカ各国軍によって引き継がれたこと、またザイール側が国境閉鎖を一時行つたことなどによって、破局的状態はかろうじて回避されている。しかしそれでも仮軍撤退の八月二二日以降に三五万人が、また最近までに一〇万人が流入し、人口四〇万人のブカブ市の市内と周辺に四五万人という難民がひしめいでいることは事実であり、ゴマと類似の多くの問題を抱えている。

(2) キャンプ地は市の郊外のキブ湖岸の斜面に散在しており、逐次拡大・拡散しつつある。ブカブは難民の増加のテンポがゴマに比べて遅かったため、キャンプ地としては計画的に整備されつつある。また給水はキャンプが湖岸のそばであるため、ゴマよりは容易である。しかしそうのような問題を持っている。

(a) ブカブ市からキャンプ地まで、またゴマへの道は相当傷んでおり、キャンプ地内の通行路と合わせて道路整備が優先事項の一つとなっている。

(b) キャンプ地はゴマに比して整備されているが、テントの密集度が高い、医療、給水などの拠点がゴマほどキャンプ内に適度に配置されていない、斜面が急な場所に拡大しつつあり、キャンプ設営作業が困難になっているなどがUNHCRから指摘された。

(c) 難民をほぼキャンプに収容しているゴマと違い、ブカブには市内の学校、教会などの公共施設や道路際に住みついている難民も相当いる。このため教育活動などにも支障が出ている。この難民を収容する土地が見当たらず、UNHCRなどはヘリコプターでブカブ周辺地域の平坦な土地を捜しているという。したがってキャンプ設営の作業はブカブでは依然として優先度の高い課題である。

(d) 難民救援活動のほぼ唯一の受入れ基地となっているブカブ空港は、滑走路が一五〇〇mしかなく、その三分の一程度は砂利

化しており、あと一〇回程度の中型機の離発着で空港としての機能を失うのではないかと危惧されている。その補修は大きな課題だが、今のところ対策が確立していないので、いくつかの新補給ルートが開発されつつある。

- i ゴマからの陸路輸送（悪路、遠距離だが）
- ii キガリからの陸路輸送（遠距離だが空輸よりは低コスト）
- iii ゴマ～ブカブ間はキブ湖のフェリーが一隻相就航しているので、少量物資、人員などの輸送に利用できるかもしれない（約八時間）

(3) 治安

(a) ゴマよりブカブの方が大きな町であるため、地域社会の混乱についての吸収力は大きいはずだが、前記の要因によりゴマ同様に大きな負担となっている。

(b) ブカブには旧政府軍兵士、民兵が集結したキャンプが存在するという報道については、南キブ州知事の説明によると、ルワンダ政府の要請もあり、ザイール側の判断で彼らを武装解除し、分離したものであるという。彼らのキャンプは一般難民のキャンプから五kmほど内陸に設置されており、国際機関やNGOの支援がないためザイール側で食糧供給などをを行っているという。旧政府側指導者が「いつでも武器はザイール側から回収できるし、時期がくればルワンダ国内に反攻する」と語ったという報道については、州知事は苦笑し、「そんなことはありえないし、許さない」と声明した。

(c) くわえて知事は、ザイール政府としては、約一万人の旧政府軍兵士や民兵を現在のキャンプから約七〇〇km西方の奥地に空輸し、陸路では戻れないようにする計画を持っていると語った。ゴマ地域の兵士・民兵も分離がすめば空輸することになるが、分離の状況は知らないと語った。しかしその実現には空輸

のためのコスト、機材が必要であり、国際社会の協力が必要であると言つから、当面実現する見込みは大きくな。

(4) NGOなどへの協力

ブカブ地区ではUNHCRはもとよりMSFなどのNGOが活動しており、日本のAMDAも活動を開始しようとしていた。しかしその際、最も大きな問題は補給である。前記のような補給上の困難の解決は切実である。したがつて自衛隊がゴマに入る場合も、可能な限りブカブへの支援も行うことを検討すべきであろう。本格的な人員配置は困難であつても、前記のようないくつかの方法で協力することも排除すべきではないのではないか。

五 自衛隊の協力のあり方

1 自衛隊の派遣について

現地ではUNHCRなどの国際機関や、米軍、仏軍などの派遣部隊、NGOなども含めて、政府の一次、二次の調査団との接触を通じて、自衛隊の部隊が派遣されることはすでに前提として受けとめられてゐる。また医療、給水、防疫、空輸の四分野で協力をを行うとの意思表明がなされたとの理解が広がっている。したがつて、自衛隊の派遣は関係者の期待に応える上からも速やかに実施すべきである。

2 四分野の活動について

- (1) 医療については、ゴマの難民キャンプではNGOが主体となつて外来医療を中心とする一次医療を行つてゐるが、さらに各診療所からの紹介患者の受入れや二四時間収容医療（入院）が可能な二次医療以上のものが期待されている。
- (2) 給水については、関係者の要求と期待は、現在行われている日量一〇〇〇tの浄水活動を、その水準を維持しつつ自衛隊が責任

をもつて引き継いでくれることにある。前述のように事前に米国、UNHCRなどと協議・調整し、必要なら净水機を搬入すべきである。なお、水の輸送等への協力は、給水体制はほぼ確立したとして、強くは要請されていない。現地ではキブ湖の水の浄化だけでなく、キャンプ周辺で井戸を掘ることも試みるとしている。

(3) 防疫については、净水—給水体制の確立と、一次—二次医療体制の確立によって相当程度カバーできると思われる。ゴマ地区では、トイレは一応キャンプ地の外部に分離して設置されているが、ビニール・シートで囲つただけのものであり、逐次新設していく必要がある。

(4) 空輸については、今後も相当期間必要でありつづけるため必須である。しかしエンテベ（ウガンダ）を拠点としてゴマに空輸している米軍は、ルワンダのキガリ空港の機能（機材、人員等）の回復が順調にいつていると判断して、エンテベ・ルートを縮小し、

キガリ／ゴマ、キガリ／ブカブの陸路輸送への切りかえを図つてゐる。しかし自衛隊機のキガリ・ルートの利用については、「紛争地域」としてのルワンダの評価との兼ね合いが問題となるものと考えられる。

「なお米国は、モンバサ港（ケニア）やダルエスサラーム（タンザニア）への輸送船の到着をにらみながら、難民キャンプとの間の物資輸送を長距離トラック輸送で行う計画を持っており、東アフリカ全域を視野に入れたルート開発を考えている」

3 四分野以外の活動について

- (1) 空港警備、キャンプ地や駐屯地外周などの地域的治安維持は、自衛隊には求められていない。これらは本来的に主権国たるザイール側の権限であり責任である。そのザイール側は、空港、外国軍の駐屯地の外周、主要施設などに少数の兵士、警察官を配置し

ており、彼らは自動小銃を持っていた。なお浄水場（空港近く）の警察官は丸腰であった。ザイール兵などは難民キャンプ地の内部を常時パトロールすることもしていない。したがって、空港警備や地域的治安維持は自衛隊の任務とはなりえないし、任務とはしないことを現地関係者に明確にしておくべきである。

(2) 現地では、日本のNGOをはじめ各国のNGOが活動しており、彼ら／彼女らはむしろ人道的救援活動の主役の一人でさえある。NGOとの協力、連携がうまくいくことは活動成功的の要件である。したがって、NGOとの協力、連携を重要な任務として心得ておく必要がある。NGOなどからさまざまな要請があつた場合、できる範囲で可能な限り応じるという柔軟な対応もすべきであろう。

(3) 前にも触れたように、駐屯地外周の警備、駐屯地要員への現地職員の採用をはじめ、現地当局との折衝や国連関係機関、各国派遣部隊、NGOなどとの広範な協議・連携・協力は活動を成功させる不可欠の要素である。また自衛隊の行動に対する統制と責任の上からも、政府として、直接に現地で判断し、裁定し、あるいは本国と連絡をとる体制をつくっておく必要がある。このため、しかるべき文民の責任者とのスタッフを先行派遣し、自衛隊とともに任務終了まで配置すべきである。なお、現地要員の採用問題は、単に語学上の問題にとどまらず、地元住民との信頼関係や活動上の技術的、社会的側面にとっても大きな意味があることを付言しておく。

4 安全対策について

(1) 警備については、ゴマの仏軍キャンプでは、キャンプの入口（外側はザイール兵）に警備兵が一～二名、自動小銃を持って配置されていた（昼間）。仏軍キャンプ内では高級将校は拳銃を携帯していたが、他の兵士は丸腰で活動していた。仏軍司令官によ

ると、自身の安全を確保するため火器の保持について検討していくことが必要だが、自己防衛のためにのみ保持しており、これまで一発も撃っていないという。また仏軍の輸送基地の盗難防止等は、ザイール軍に依頼している。なお仏軍司令官は、フランスの医療チームを難民キャンプに送迎する場合には仏軍が警護して、医療地域を車の車でパトロールすることもあると言っていた。また、活動をスムーズにする意味からも、現地のザイール人を雇用する必要性を強調していた。

(2) 給水活動に従事している米国のサンフランシスコ地震の際に活躍した消防隊は、ザイール警察等に依頼して警備をしてもらっている。

(3) 現地の治安状況を考える場合、それがどの地域なのか、また自衛隊の活動内容とその範囲等によって異なるので、一律に考えるべきではない。今回われわれが視察し、また現地関係者からの話を総合しても、難民キャンプの治安は全般的には落ち着きを取り戻しつつある。ただし、難民の中に旧政府軍・民兵が存在し、武器を保持していると言われており、それなりの安全確保体制は十分に考える必要がある。したがって、自衛隊の安全確保についても、派遣地域の治安状況を十分に把握し、任務の具体的な内容等も考慮した上で、隊員が安心して救援活動を行えるよう、武器の保持については政府の責任において決定すべきである。

5 活動期間

難民の帰還時期などが現時点では不透明なため、さし当たり活動帰還を三ヶ月程度とし、その後の活動については、今後の推移を把握して再検討すべきと考える。

六 ルワンダの平和と安定、復興のための協力

1 概況

ルワンダは内戦前の人口は七六〇万人であったが、国外に二〇〇万人もの難民を出し、また大量虐殺によって數十万人が殺された（五〇万人とも六〇万人とも一〇〇万人とも言つが、どの機関も根拠が確かな数字は持つていない）。新政権は、国連PKOが管理する南西部を除いて一応全土を統治下においている。その南西部にもUNAMIRと協議して地方政府の役人や小隊を少しずつ派遣し、住民との接触を拡大しつつある。ルワンダ国内には今のところこれを脅かす有力な勢力は存在していらず、その限りで安定しているようである。また首都キガリ市内の市民生活を見ても、治安状況は比較的安定している。

2 首都キガリの状況

しかし政府としては、財政的にまったく破綻している。二一人の閣僚は、それぞれホテルや公共建築物の一部を使って執務しているが、兵士、公務員の給与を払う能力もない。また、閣僚が地方を回る交通手段もなく、自宅からも徒步で通っている状態である。電力は水力発電によつているが送電線が切斷され、調査団が訪れた時は自家発電システムがある建物だけ心もとない照明があった。電話は不通であり、水道も機能していない。バス等の公共交通手段はなく（一九八九年に日本が贈ったバスは七三台が旧政府派によつてザイールに持ち出され、現在返還交渉中）、農村部ではほとんど車が走っていない。一五万人といわれたキガリの人口も、現在は五万人程度と推定され、市内は閑散としている。ただ、いくつかのホテル、レストランが再開され、キガリ空港が米軍の支援で機能を回復し、市のマーケットも一部始まつており、市民や子どもの表情も落ち着いてきているなどが明るい要素である。

3 ルワンダ政府の要請

以上の状況の下で、ルワンダ政府首脳部からは次のようないわくが国に対して行われた。

公共交通機関の回復

- (1) 二人の閣僚の通勤や地方巡回のための二一台の車両の提供
- (2) 学校、病院、職業訓練施設などの復興
- (3) 食糧生産のための農業援助
- (4) 通信、水道、電力などのインフラの復興
- (5) 放送施設（難民等に帰還を呼びかけるため緊急に必要）
- (6) ルワンダへの貿易上の特恵と二国間貿易の発展
- (7) なお、これらとは別に新たな世界銀行融資を得るための旧借款返済への国際的支援が必要になつてゐる。

4 難民の帰還と再定住のために

- (1) 新政権は、「正義なくして和平なし」という原則を堅持しつつも、難民の九八・九九%は無実であり、大量虐殺の首謀者、組織者だけは処罰されなければならないとしている。それが「報復」にならない保証措置として、国連による「国際法廷」の設置を求めてゐる。また国連側では、ルワンダ各地に「人権モニター」を配置することも計画している。これらの早期実現のためには、資金的、人的な協力が必要にならう。
- (2) これらの政策と保証の進行過程を難民や国内避難民に伝達し、残った国民とも和解を促進するためには、放送施設の再建と大量のラジオの配布、旧兵士や民兵の武装解除およびかれらの一般難民との分離などが各方面で併行的に進められる必要があり、これらにわが国としてどのような協力ができるか検討すべきである。

- (3) 帰還が始まつた場合、UNHCRの監督・調整下にIOMなどの国際機関も加わつて大規模輸送活動が行われることにならうが、

わが国としてもそれへの協力をあらかじめ検討しておくべきである。

5 ルワンダへのわが国外交官の配置

首都キガリにはすでに米国をはじめ各国の外交官が戻りつつあり、大使館も開かれつつある。わが国人道的支援と将来のルワンダの国造りとのために、わが国から少なくとも連絡員などを派遣する必要があると考えられる。

まとめ

- 1 今回のルワンダ難民救援活動に関して、わが国が行っている資金、物資などの協力に対して、UNHCRをはじめ各地で感謝の言葉を聞いた。また今回の人道的活動がUNHCRの監督・調整下に行われており、その代表が緒方貞子高等弁務官であることもしばしば言及された。政府として国民に対し、人道的活動の意義、UNHCRなどの役割等について、さらに理解と協力が広がるよう努めるべきである。
- 2 複雑で不安定な情勢や遠隔地ということもあって、国民の間にはルワンダをめぐる実情は正確には伝わっていない。調査団が訪問中も、現地の状況とまったく異なる報道や議論がわが国で行われることを知って、その落差に驚き、失望もした。現地を知ること、その上で速やかで柔軟な対処することの重要性を痛感した。
- 3 今回の調査団は、政府が派遣した一次、二次の調査団のあとで現地を訪問した。しかし本来は、政治家、政党の責任において事態を把握し、政策を立案するためにも、政治家の調査団が先行することが望ましい。
- 4 現地において、国際機関や各国派遣部隊とともに、場合によって

(以上)

一九九四・一〇・四（与党政策調整会議）

地方公共団体における行政改革についての申し入れ

住民ニーズの増大・社会情勢の変化によって、地方自治体の役割の増大は必至であり、地方の行財政改革が問われている。地方行財政改革は各自治体が自主的・主体的に取り組むべきものであるが、このたび与党政策改革プロジェクトとして一定の考え方をとりまとめたので、政府におかれではその趣旨を踏まえ、各地方公共団体へ要請された

はそれ以上の献身性や柔軟性を發揮してNGOが活動しており、わが国のNGOもその中にあったことは感動的であった。NGO活動の一層の発展と、それを支える国民、政府、企業等の協力、支援体制の強化が求めている。それは日本人が人間として現地の人ひとと信頼しあい、協力しあうという眞の国際協力の姿であるからであり、海外から日本人の顔が見える「地球市民」として受け入れられる方法だからである。また、この種の国際協力は、迅速性と柔軟性、専門性およびキメ細かさが不可欠であり、そのような能力を備えた国際協力の体制をわが国としても一日も早くつくっていくべきである。

1 全国都道府県・市町村において、それぞれ独自の「行政改革推進本部」を設置されたい。

2 この推進本部においては、行政大綱を決め概ね三年～五年の計画で実行に移されたい。

3 大綱の内容には、基本方針、社会経済情勢に即応した定員の適正化、組織・機構・外郭団体の見直し、行政手続きの適正化を含めていただきたい。

4 大綱策定については、行政内部のみの検討にとどまらず、住民の代表を含めた「行政改革推進委員会」を設け、住民の意識を充分に反映するよう配慮されたい。

5 大綱は、概ね一年以内に策定を終わり、情報公開の要望に応じて公表するよう努めたい。

6 地方分権については、

- ① 個々の補助金制度について
- ② 国と地方の事務権限について
- ③ 国と地方との人事交流の在り方について
- ④ 税制について

等の課題をテーマとして、地方においても積極的に議論されることがお願いしたい。

7 なお国においても、国・地方の事務分担の見直し、補助金の整理・合理化、地方財政自主権の強化、許認可の抜本的見直しについて努力されたい。

平成六年一〇月四日

自 治 大 臣
野 中 広 務 殿

与 党 政 策 調 整 会 議

自 由 民 主 党 加 藤 紘 一

日本 社 会 党 関 山 信 之

新 党 さ き が け 菅 直 人

与 党 行 政 改 革 プ ロ ジ ェ ク ツ チ ム

自 由 民 主 党 水 野 元

新 党 さ き が け 中 島 章 夫

日本 社 会 党 山 元 清 勉

公共投資基本計画の

見直しについて

日本社会党行財政改革プロジェクト

※※※※※※※※※※
一九九四・一〇・六

1 公共投資の基本的な考え方

(1) 九〇年六月の日米構造協議最終報告に合わせて閣議決定した現行の公共投資基本計画は、ここ数年間に景気対策として公共事業費を大幅に増額したため、初年度からかなりの高水準でスタートし、現在の歳入・歳出構造を維持すれば、目標とする投資総額四三〇兆円の達成は確実である。

しかしながら、「中長期的に日本の公共投資を促進することで内需を拡大し、貿易黒字を縮小させる」という政策目的からみると、計画策定後四年を経過した現在においても、諸外国の期待には程遠い状況

にある。従って、貿易黒字が縮小するような経済構造への転換を促す

ためには、引き続き公共投資を拡大し、内需拡大を図る必要がある。

(2) また、国民一人一人が真にゆとりと豊かさを実感することのできる

質の高い生活基盤を整備するとともに、高齢社会に対応して、加齢

に伴う身体機能の低下が住み続けるための障害とならないように、良

質の住宅を確保することが求められている。本格的な高齢化を控え、

生活関連社会資本を整備するのが急務であり、まだ余力のある九〇年

代に後世に残し得る良質なストックの形成を図ることが必要である。

(3) そのため、現行の公共投資基本計画については総投資額を大幅に増額する必要があるが、同時に、中央省庁の縦割り意識と過去の実績で配分が決定される現状を是正し、社会経済情勢や国民のニーズの変化を踏まえて、内容・配分を含め公共投資を質量ともに見直すべきである。

また、事業の執行にあたっては、その効率性・透明性・公平性を高めることが必要である。特に、建設業界の談合体質と、それを許してきた発注者側の管理要員の不足・技術力の低下等は是正されなければならない。そうでなければ、公共投資の上積みは、改革に逆行し、漫然と公共事業に依存してきた日本経済の体质を温存する結果になりかねない。

(4) 公共投資は、自治体の自主性と創意工夫が活かされるよう、地域の実情に十分な配慮が払われることが必要である。自治体に対する国の補助事業については、不要不急、零細な奨励的補助金の廃止・統合を大胆に進めて、その整理合理化を図り、一般財源化を推進するとともに、地方への財源の移転についても検討する。

2 公共投資基本計画の見直し

(1) 現行の公共投資基本計画を見直すにあたっては、社会資本の整備に関する全体像をつくり、国民に明示する必要がある。

そのためには、現在実施中の公共事業関係の部門別長期計画についても、その実施を繰り延べるなど、弾力的な運用を図り、相互に整合のとれた真に総合的かつ実効性のある公共投資基本計画を、早急に作成すべきである。

(2) 本来、計画の見直しは、ビジョンが提示された後に、投資総額などの具体的な検討が行われるべきである。そうでなければ、どのような事業を上積みするのかという肝心の議論を経ないまま増税路線を進むことになる。

しかし、国際社会の要請に対して緊急に対応する必要が生じている現下の情勢にあっては、計画の骨格となるべき事項を示して、公共投資の総額とその範囲、配分の基準となるべき事項等を速やかに決定し、国際社会における日本経済の責任と役割を果たす必要がある。

(3) このため、新たに策定される公共投資基本計画は、今後の税制改正による税収増を見込むことなく、かつ、後世代に負担を残さないよう建設国債の増発についても極力抑制しつつ、公共投資が民間投資等を活発化する景気刺激効果を考慮し、達成可能な経済成長の範囲内で投資総額を決定すべきである。

(4) 従って、一九九五度から二〇〇四年度までの一〇年間における公共投資総額は、六三〇兆円を超えない範囲で決定されるべきである。また、このように総額を決定した後も、国民の前にビジョンが提示されるまでの間は、毎年度の予算においても公共投資を安易に増額すべきではない。



II 対策の目標

農業合意関連対策大綱

政府緊急農業農村対策本部

本対策は、次に掲げるところにより、農業合意による新たな国際環境に対応し得る農業・農村を構築することを目指すものとする。

I 対策の基本的考え方

1 ウルグアイ・ラウンド農業合意に伴う関連対策について

は、本合意がわが国農業・農村に及ぼす影響を極力緩和するとともに、農業・農村を二世紀に向けて持続的に発展させ、将来にわたってわが国経済社会における基幹的な産業及び地域として次世代に受け継いでいくことを期して次の点を基本方針として講じていくこととする。

(1) 農業を誇りを持って携わることのできる魅力ある産業として確立すること。

(2) 土資源の有効利用により可能な限り国内生産を維持・拡大し、国内供給力を確保すること。

(3) 消費者に対する良質・安全・新鮮な食料の適正な価格水準での安定供給を図ること。

(4) 住みやすく活力に満ちた農村地域を建設すること。

2 上記の基本方針に沿ってウルグアイ・ラウンド農業合意の実施期間である平成十二年までの今後六年間において、必要な対策を重点的、計画的に実施する。

3 また、併せて、新たな「農産物の需要と生産の長期見通し」を早急に策定とともに、農業基本法に代わる新たな基本法の制定に向けて検討に着手する。

1 農業構造・農業経営

(1) 農業の体質強化を推進するため、農業経営基盤強化促進法に基づく都道府県農業経営基盤強化促進基本方針及び市町村農業経営基盤強化促進構想の下に効率的かつ安定的な農業経営に農地の過半を集積する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営による生産展開の基礎条件を整備するため、第四次土地改良長期計画の着実な進捗を図ることとし、その際、特に生産性の向上に直結する大区画ほ場整備等の高生産性農業基盤整備を、事業効果の早期発現を図る観点から、平成十二年までの間において、重点的かつ加速的に推進する。

(3) 将来にわたり農業の担い手を安定的に確保し、新政策が目標とする経営体による国内農業の展開を図るために、農業内外からの新規就農の増大を図ること。

(4) 総合的な経営対策の推進により、国際化に対応し得る力強い農業経営を確立する。

(5) 効率的かつ安定的な農業経営の育成のため農業生産の高度化農産物の附加価値向上等に資する諸施設の整備を積極的に推進する。

2 農業生産

(1) 稲作
大河川流域等の平坦な地域においては効率的な大規模経営の育成等による大規模な水田農業の展開を図る。また生産条件が不利

な中山間地域等においては、地域の立地条件を活かした付加価値の高い稲作や高収益性作物の導入による農業経営の複合化を図る。

(2) 畑作

規模拡大が進んでいる畑作地域においては、合理的な輪作体系の確立とより省力的な機械化一貫体系の導入によるスケールメリットを活かした経営の展開を図る。また、その他の地域においては、地域ごとの特色を活かし畠地かんがい施設等の整備による野菜等の新規作物の導入、効率的な機械化体系の確立を通じた経営の複合化等により、高収益型農業の展開を図る。

(3) 畜産

生産技術等に応じた適正規模への拡大・集約、経営管理能力の向上を図るとともに、自給飼料基盤の整備、省力化技術の導入、耕種部門と一体となつたりサイクル型畜産の確立等を推進し、経営の安定を図りつつ、生産性のより高い畜産経営を実現する。

(4) 果樹

高能率園地への再編整備、新品種・新栽培法の導入、作業の省力化・快適化等により高品質、高能率生産体系の確立を推進し、国産果実の特性を活かした足腰の強い果樹産地を育成する。

(5) 野菜

機械化の促進、革新的技術の導入、高度な生産システムの確立等により、地域の条件を活かした効率的な産地の育成を推進し、国際競争力を有する高品質野菜の安定供給を図る。

3 農山村地域

(1) 地域の基幹産業である農林業の振興を図るとともに、地域特性

を活かした農家・農協レベルでの農産物加工販売の推進等新たな起業展開、工業の導入等により、多様な収入機会を創出する。

(2) 道路等アクセス条件の改善、上下水道等の整備、情報通信の高

度化の促進、医療・保健・福祉水準の向上、教育・文化施設の整備等の計画的な推進により、地域住民にとって暮らしやすく、都市民にも開かれた農山村を形成する。

III 講すべき対策

1 力強い農業構造・農業経営の実現

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

農業経営基盤強化促進法に基づき育成すべき農業経営の目標を地域ごとに明らかにして、認定農業者制度を早急に定着させるとともに、次により効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

① きめ細かな経営対策の推進と育成すべき農業経営への農地利用の集積

ア 経営規模の拡大等に資するため、農林漁業金融公庫の長期低利資金と経営改善のための低利運転資金からなる総合融資制度の着実な展開を図る。

イ 今後とも意欲的に営農を継続しようとする者の農業経営改善を支援するため、農家負担軽減支援特別資金（仮称）を創設するとともに、自作農維持資金及び農業経営基盤強化資金を拡充する。

ウ 経営転換を図ろうとする者の農地の扱い手への円滑な利用集積を図るため、都道府県農地保有合理化法人の農地の中間保有

・再配分機能が十分発揮できるよう農地売買等事業を拡充強化する。

エ 効率的かつ安定的な農業経営に農地の過半を加速的に集積するため、集落段階において、徹底した農地利用調整活動の展開

を支援するとともに、担い手への農地利用集積の促進のための奨励措置を講じる。

② 新規就農の促進

将来にわたり農業の担い手を安定的に確保するため、農業内外からの就農の促進に必要な無利子資金の貸付けを柱とする就農支援のための総合的な措置を講じる。

③ 農村女性・高齢者対策の充実

農業・農村の維持・発展に大きな役割を果たしている女性や高齢者の地位向上、能力發揮等を図る。

④ 高生産性農業の確立のための農業生産基盤整備等の推進

農業生産基盤整備の重点的、加速的推進

第四次土地改良長期計画の着実な進捗を図る。

また、国際化の急速な進展を踏まえ、事業効果の早期発現を図るため、地域農業の展開方向に即した高生産性農業基盤の整備を重点的かつ加速的に推進する。

⑤ 農家負担に配慮した整備の推進

ア 既着工事業に係る土地改良負担金について、農地の利用集積に積極的に取り組む地区における負担軽減に資する助成金の交付と償還金の繰延措置の拡充（米・麦等自由化関連作物の追加及び中山間地域の特例措置）を行う。

イ 新規着工事業については、担い手育成型の事業の活用等により負担の軽減を図る。

⑥ 地域の農業生産の高度化等のための諸施設の整備

効率的かつ安定的な経営体の育成のため、生産コストの低減、労働時間の短縮等生産の高度化、農産物の付加価値向上等に資する諸施設の整備を積極的に推進する。

⑦ 優良農地の確保と地力の維持増進

農地制度を適切に運用するとともに、遊休農地の活用のための

対策を講じ、優良農地の確保を図る。

② 土壌保全対策の推進を通じ、地力の維持増進に努める。

(4) ② 生産現場に直結した新技術の開発

この一環として、国が示す基本的な方針の下で、生物系特定産業技術研究推進機構を通じて民間の研究開発能力を積極的に活用する仕組みを創設する。

2 新たな米管理システムの構築

今後とも需給と価格の安定を通じて国民に主食である米を安定的に供給するとともに、生産者の自主性を活かして稲作生産の体質強化を図り、規制緩和により流通の合理化を図るため、現行の食糧管理制度を廃止し、新たな法制度のもとに以下の点を骨格とする米管理システムを構築する。

① 計画制度を中心に生産調整や中期的観点に立った備蓄の運営等を位置付け、全体需給の調整を図る。

② 民間流通による自主流通米を主体とする制度とし、政府は、政府米の操作を通じて、備蓄の運営やミニマム・アクセス輸入米の運用を行う。

③ 自主流通米の価格形成の場の制度化等により、適切な価格運営を行う。

④ 自主流通米、政府米の安定流通を確保することを基本としつつ、流通規制を緩和する。

3 米以外の個別品目に係る対策の実施

(1) 価格安定制度等の適切な運用

ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴い影響の生じるおそ

のある農産物について、経営体の安定的発展に配慮しつつ、価格安定制度等を適切に運用し、需給と価格の安定を図る。

(2) 国内農産物の競争力の強化等

生産の効率化に必要な機械・施設の整備、新技術・新品種の導入、流通・加工の合理化等により競争力を強化する。また、国産農産物の利用の高度化と需要拡大を図る。

(3) 関税化品目等の特性に応じた需給調整対策、価格安定対策等

① 畑作物

農産物価格安定制度等の適切な運用を図るとともに、いもでん粉及び原料用いもの需要拡大、加工食品用等への転換を進めること。

イ いもでん粉工場の再編整備を進め、生産性の向上を図る。

ウ 雑豆、落花生、こんにゃくいもの需給安定を図るために、需要の拡大を図るとともに、需給動向の把握、こんにゃくいもの調整保管事業等を実施する。

② 果実

ア うんしゅうみかん等の園地転換を進める。また、りんごのわい化栽培の促進等果樹の優良品種系統・植栽様式への改植・改良等を進める。

イ 生果の需給調整のための高品質果汁等への仕向けを促進する仕組みを創設する。

ウ 果汁工場の再編整備を促進するとともに、新型設備の導入等を支援する。

エ 国内産果実・果汁の消費拡大を図るとともに、輸出促進を図る。

(3) 蘿・生糸

ア 関税相当量の一部を蚕糸砂糖類価格安定事業団が徵収し、蚕糸業の経営安定に活用する仕組みを創設する。

イ 生産者、製糸業者、絹業者の連携の下、良質繩の供給を行うブランド産地の育成を図る。

④ 乳製品

ア 畜産振興事業団が輸入することとなるカント・アクセス相当分を適切に管理する。

イ 計画生産の下で生乳生産の大宗を育成すべき酪農経営に早急に集中し、生産構造を改善する仕組みを創設する。

⑤ 牛肉

ア 差額関税制度の適切な運用を図るとともに、機動的な緊急調整措置の設定により国内の需給と価格の安定を図る。

⑥ 豚肉

ア 養豚経営の安定を図るため、都道府県単位で実施される価格差補填制度の安定的運営を支援する仕組みを創設する。

4 環境保全に資する農業政策の推進

有機物を用いた土づくり、農薬・化学肥料、等の節減等を進め、環境への負荷の軽減に配慮した環境保全型農業を展開するとともに、生態系の保全等に配慮した農村整備等を推進する。

5 総合的視点に立った農山村地域の活性化

(1) 農林業の振興

① 特色ある地域条件を活かした高収益農業の展開に即した農業生産基盤の整備を推進する。その際、地域条件等に配慮したきめ細かな事業展開、生活環境との一体的整備を図る。また、林業施策の推進に努める。

② 農業の生産条件が不利な中山間地域等において高収益作物等地

域資源を活かした新規作物の導入等による農業経営の展開、そのための技術の開発・普及及び人材の育成を図るとともに、それらの成果を活かすために地域産品、地域資源等に関する情報の発信拠点を主要大都市において整備する。

また、農林漁業金融公庫の中山間関連融資についての貸付金利

引下げ等の措置を講じる。

(3) 遊休農地の総合的な有効利用対策を講じるなど中山間地域等の農地等の保全を通じて、国土・環境保全等公益的機能を保持・保全する対策を充実する。

(2) 多様な就業機会の確保

(1) 農産加工、流通施設の整備を推進する。

(2) グリーン・ツーリズムの推進等多様な地域資源と農村空間を総合的に活用した都市との交流事業の積極展開を図るとともに、交流活動拠点となる公園等の整備を促進する。

(3) 農山村地域への工業等の導入を促進する。

(4) 良質かつ安定的な雇用機会を確保するため、地域雇用開発関連助成制度の推進を図る。

(3) アクセス条件の改善

(1) 地域間の交流・連携を強化するため、地域高規格道路等の幹線道路の整備を着実に推進する。

また、山間、奥地等における産業の基盤となる道路や市町村間等を連絡する大規模なトンネルや橋梁を整備する。

(2) 農林業の振興等に資する農道、林道等の着実な整備を図る。

(3) 住民の生活に不可欠な路線バスの運行維持など地方交通の確保に努める。

(4) 生活環境基盤の整備

(1) 地方の安定した生活に不可欠な水資源の確保のため、水資源開発を促進する。

(2) 安全で良質な水道水の安定供給を図るための上水道や簡易水道整備を着実に推進する。

(3) 農山村地域における生活環境の向上を図るため、都市部に比べ整備が立ち遅れている下水道、集落排水施設、合併処理浄化槽等排水処理施設の整備を着実に推進する。

(4) 地域の自然的条件等と調和のとれた安全で良好な居住環境が確保されるよう、住宅宅地供給の促進及び集落の整備を進めるとともに、地域内の道路、公園や水辺空間等の基盤整備や自然災害対策等を進める。

(5) 情報通信の高度化の促進

都市への情報アクセス機会の拡大や情報格差の是正が図られるよう、情報通信の高度化を促進する。

(6) 医療・保健・福祉水準の向上

(1) へき地における病院・診療所の整備、巡回診療の実施、医師等の確保、救急医療体制の整備などの医療対策を推進する。

(2) 「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略（ゴールドプラン）」の推進により、地域的特性にも配慮した高齢者の保健・福祉サービスの基盤整備の一層の促進を図る。

(7) 社会教育・文化施設の整備

公民館等の社会教育・文化施設の整備を推進し、社会教育・文化活動の充実により、生涯学習の振興を図る。

(8) 地方単独施策の拡充

幅広い分野における地域活性化策を、地域の自主性・創意工夫を活かしつつ、効果的に進めるために、「農山漁村ふるさと事業」（仮称）の創設を含め、「農山漁村対策」等の地方単独施策を拡充する。

ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策

事 項	事 業 規 模 (平成12年度まで)	備 考
1. 公共事業 (農業農村整備事業)	3兆5, 500億円	高生産性農業の育成と生産基盤整備を通じた中山間地域の活性化のための事業の重点的かつ加速的推進等
2. 非公共事業 (1)農業構造改善事業等	8, 900億円	生産の効率化と付加価値の向上等に資する施設整備の積極的推進
(2)その他	8, 000億円	①農地流動化対策 ②農地利用集積対策 ③新規就農対策 ④土地改良負担金対策 ⑤新技術開発 ⑥個別品目対策 (畑作物、果樹、畜産、でん粉) ⑦中山間地域への新規作物の導入推進 ⑧中山間・都市交流拠点の整備 ⑨中山間農地保全対策
3. 融資事業	融資枠 7, 700億円	①負債対策 ②中山間対策関連融資の金利引き下げ
計	総事業費 6兆 100億円 うち融資枠 7, 700億円	
地方単独施策 農山漁村対策等の地方単独施策の拡充	1兆2, 000億円	

6 食品産業の振興

- (1) 食品産業向け国産原料の安定かつ適正価格水準での供給、消費者ニーズに即応した食品の加工・流通システムの効率化等により、空洞化の防止に向けて食品産業の競争力を強化する。
- (2) 関税化品目等に関連する農産加工業者の経営改善を支援する。

7 消費者との連携の強化

表示等の適正化、食品の安全性の確保など消費者ニーズに的確に対応するとともに、農業・農村を取り巻く事情等の幅広い情報交流の促進等を通じて、相互の信頼・協調関係の強化を図る。

8 國際強力の推進

農業・食料を通じる国際貢献の一環として、国際協調の下に開発途上国に対する食料援助を含む国際協力を推進する。

年金改正にどのように取り組んだか

日本社会党厚生部会／年金問題特別委員会

〔五点の修正の上成立〕

1 一一月二日、年金改正法案が成立した。この法案は、細川内閣当時、社会党もメンバーであった与党年金プロジェクトチームの年金改革案に基づいて作成されたもので、基本的に賛成できる法案であり、加えて、社会党が年来主張し続けてきた基礎年金の国庫負担割合の変更に関して、次期財政再計算期をメドに引上げる道筋を明確にしたこのほかに、在職老齢年金の受給要件の改善、雇用保険との給付調整の実施時期の繰下げ、中国残留邦人の年金権の拡大など五項目にわたり、基本的に社会党の主張に沿った修正を実現することができた。同時に、これらの修正は、連合の「五つの修正・三つの補強」に大筋において応えることができたものと考える。

〔基礎年金の国庫負担引上げ〕

2 基礎年金の国庫負担に関して、附則修正において一九九九年までに行われる「次期財政再計算期を日付に」「国庫負担の割合を引上げることについて検討を加える」とことを明記し、附帯決議において、「二分の一」という具体的な水準を明示することができた。



これは、社会党が政権与党として中枢を占めているからこそ実現した大きな成果である。国庫負担割合の引上げは、他党が従来から慎重もしくは否定の姿勢を示す中で、社会党だけが一貫して掲げてきた政策であり、今回、与党間の理解と合意を得て、引上げの道筋を開くことができたことは大きな意義がある。

今後は、次期財政再計算期までに、それに必要な財源確保策について論議を進め、国民の合意を得つつ、二分の一への引上げを実現するために努力を尽くしたい。

3 野党「改革」は、細川政権時代、社会党とともに年金法案の共同提出者であったが、当時は、社会党の国庫負担引上げの主張に耳を傾けず、かつ、今回の与野党修正協議においても当初は反対しておきながら、途中で態度を豹変させ、附則修正として「二分の一」を書き込んだ修正案を提出した。

財源の具体策もなしに附則の中に「二分の一」を明記することは困難だとわれわれから指摘されると、野党はいったんは修正案を取り下げる姿勢をとりながらも、結局は衆議院厚生委員会で与党案と野党案とが採決の運びとなり、賛成多数で与党案が成立した。

（「改革」は原案賛成、「共産」は両修正案賛成、原案反対）。

しかし、「改革」は衆議院本会議においては、与党修正に賛成した。

こうした野党の一転二転したわかりにくい態度の背景には、年金論議を政策の観点ではなく、政争の具の一つにしたいとの思惑があつたものと思われ、与野党の円満な協議とそれに基づく共同修正に向けたわれわれの誠心誠意の努力が実らなかつたことは遺憾である。

分の二、国庫負担割合が三分の一）。

税方式を主張する理由は以下の三つである。①六五歳以上の全ての人による保険料納付期間などに関係なく、一律の「健康で文化的な生活」にふさわしいミニマム年金を保障する。②七〇〇万人前後いると思われる保険料の免除・滞納あるいは未加入者の存在によって生じている基礎年金の「空洞化」を解消する。③将来の現役世代の過重な保険料負担を軽減する。次期財政再計算期から二分の一に引上げた場合、厚生年金の最終保険料率は、二九・六%から三%低下し、国民年金の場合には一万一七〇〇円から七〇〇円低下する。

5 国庫負担引上げを実現するにはそのための長期に安定した財源を確保することが不可欠である。二分の一に引上げた場合、九四年で一・七兆円増、二〇〇〇年で二・四兆円増もの財源を必要とする。財源確保策について、税制改革も視野に入れて真剣な論議を進める必要がある。

〔他の修正点〕

6 基礎年金の国庫負担以外の修正点は、以下の四点である。

(1) 在職老齢年金

在職老齢年金の併給調整額の水準については、二〇〇万円を二二万円に引上げる。

(2) 失業給付及び高年齢雇用継続給付

失業給付及び高年齢雇用継続給付との併給調整については、実施時期について見直す。

4 社会党的政策は、将来において基礎年金の完全税方式への移行を展望しつつ、国庫負担割合を当面二分の一、二一世紀初頭に三分の二へと段階的に引上げるというものである（現在は社会保険料割合が三

①失業給付との併給調整 平成八年四月一日→平成一〇年四月一日
②高年齢雇用継続給付との調整 九年四月一日→一〇年四月一日

(3) 中国残留邦人の年金権の拡大

中国残留邦人の年金については、沖縄復帰後の前例にならない、昭和三六年以降の期間について保険料免除期間及び追納期間として対応する。

7 現在の在職老齢年金の仕組みは、賃金が増えてもその分年金の支給停止割合が大きくなり、賃金と年金との合計収入があまり増えないため、働く意欲がわかないという問題があった。改正では、賃金の増加に応じて、賃金と年金の合計収入が増加するように改められた。その具体的な仕組みの一つとして、在職中は、二割の年金を支給停止するが、賃金と年金（八割支給）の合計額が二〇万円に達するまでは、賃金と年金（八割支給）は併給されるが、この下限度額の二〇万円を二三万円に拡げ、併給される幅を拡大しようとする修正。

8 現在は、老齢厚生年金と雇用保険の失業給付が併給されているが、改正によって、平成八年四月一日より、失業給付を受給している場合においては、その間、老齢厚生年金の支給を停止することとされたが、退職間近の高齢者の期待権等に配慮し、この実施期日を二年間さらに猶予し、平成一〇年四月一日とした。また、雇用保険法による高年齢雇用継続給付を受給している場合においては、老齢厚生年金について、その賃金の一〇%をカットすることとされているが、その実施時期を平成九年四月から一年間猶予し、平成一〇年四月からと修正した。

9 平成六年三月末現在、永住帰国した中国残留邦人（残留孤児と残留婦人等を含む）は、四四四三人である。しかし、中国残留邦人は、帰国情既に高齢となっており、制度に加入する期間が短いため、年金が低額になってしまふ。したがって、特例措置として、永住帰国した中国残留邦人等（明治四四年四月一日以後に生まれた人で、永住帰国した日から引き続き一年以上日本に住所を有するものに限る）について

て、中国在住期間のうち、二〇歳以降六〇歳未満の期間で、国民年金法が発足した昭和三六年以降の期間については、保険料免除期間とする。この結果、昭和三六年以降帰国前の期間について、三分の一（国庫負担相当額）が年金額に反映される。また、残りの三分の二については、保険料を追納すれば、この期間について完全に年金額に反映される。

因みに、この特例措置は永住帰国したサハリン残留邦人にも適用される。

〔鉄道共済年金の修正〕

10 國家公務員等共済組合法改正案の中、鉄道共済年金の標準報酬の再評価について、平成元年分再評価の繰延べ期限を平成六年九月から平成七年三月までさらに六月延長する案が出されていたが、法案審議時点がすでに、一〇月を過ぎていることもあり、平成六年一〇月から平成七年三月までの半年分を削除修正した。その結果、平成元年分再評価（三・六%）は平成六年一〇月から実施される。

なお、平成六年再評価分（三・四%）の実施については、平成元年分と同じく、再び五年先送りなり、平成一年九月まで繰り延べられることがとされた。

〔附帯決議〕

11 衆議院及び参議院で全会派一致で採択された附帯決議は別紙の通りである。

以下、若干の説明を加えておきたい。

- (1) 基礎年金の国庫負担の二分の一引上げ検討
前述の通り。

(2) 無年金である障害者に対する福祉的措置

年金未加入者（かつての学生等）や保険料滞納時に障害になつたために無年金状態にされている人。また、一九八二年の難民条約発効に伴い、国民年金から国籍条項が撤廃されたことに伴い、永住在国外の国民年金加入が認められるようになったが、その当時、二〇歳以上の障害者に対しては、なんらの措置も採られなかつたために、無年金の状態に置かれている。年金制度で救済することができれば、それに替わる福祉的措置を含めて検討するよう政府に求めた。厚生省は省内に設置した「障害者保健福祉施策推進本部」の中で対応を検討するとしている。

(3) 鉄道共済年金の繰延べ措置

前述の通り、鉄道共済年金の平成六年分引き上げが再び五年後に先送りされるなど受給者には過酷な状況となつており、この現状を速やかに是正することを求めた。

(4) 別個の給付の特例措置の取扱い

改正においては、六五歳支給が原則となつたが、同一保険に四五年以上加入していた人や、障害三級以上の「働くことが著しく困難な障害者」には、六五歳前から満額年金を受給できる特例措置が残されてゐるが、なお「働きたくとも働けない」状態にある人への措置について、次期財政再計算期までに、十分な検討を行うよう求めた。

(5) 基礎年金番号の導入

公的年金への加入資格が発生した時点で、全制度共通で生涯不变の一人一番号の基礎年金番号を設定し、被保険者及び年金受給者の状況を一元的に管理する。政府は、平成八年度実施予定で現在準備を進めている。

(6) 沖縄県の設置する基金への支援措置

改正において、沖縄の厚生年金保険法による被保険者であった期間を有する人で、

昭和二十九年五月一日から昭和四四年末までの間において、厚生年金の適用事業所に使用されていたことが認められた場合には、この期間について保険料納付を行うことによって、年金額改善が行われることになった。その際、被保険者が保険料を納めやすくする措置の一環として、沖縄県が利子補給のための基金を設けることとしているが、それに対する支援措置を政府に求めるもの。

〔なぜ六五歳支給を認めたのか〕

12 成立した改正された主要ポイントは別掲の通りである。

13 今次改正案の最大の眼目は、年金支給年齢を六〇歳から六五歳に段階的に引上げることにあつた。なぜ社会党は、六五歳支給を認めたのかという疑問の声があるので、われわれの考え方を整理しておきたい。

われわれが、日指す二一世紀に向けた高齢社会のあるべき姿とは、人生八〇年時代にふさわしく六五歳までは現役として働くことが普通となるような社会である。少子化等による労働力人口の減少が見込まれる中、元気で働く意欲のある高齢者が能力を十分發揮できる雇用システムを確立することが大切である。しかし、一方においては、早期に（六〇歳から）引退することを希望する高齢者については、それが可能となるような方策を講じることが必要である。

老後生活の所得保障の支柱の役割を果たす年金制度も、このような二一世紀における社会の変化に対応していくものとしなければならない。これが六五歳支給とした第一の理由である。

六五歳支給を認めたもう一つの大きな理由は、将来の現役世代の保険料負担が過重なものになることを避けるためである。公的年金制度は、世代と世代の助け合いを基本とする世代間扶養の制度であり、世

代間の給付と負担の兼ね合いを考慮することが必要である。

第三の理由は、細川政権下の連立与党間の合意を図る必要があったからである。

以上のような理由から六五歳支給を認めたが、しかし、六五歳支給を基本としつつも、一方では、六〇歳からの個人の多様な選択にも応え得る手段にも配慮した。

六五歳前から引退したい人には――「別個の給付」をもらい、六五歳からは満額の年金を受け取れる。六〇歳から六四歳まで働きながら年金を受け取りたい人には――現在の在職老齢年金を改善し、賃金が増えるに従って年金との合計額が増える仕組みとした。

長期間加入者（四五年以上加入）や健康上働くことが困難な人には――六五歳前でも満額年金を受け取れる、

などである。

〔今後の主要課題〕

14 二一世紀に向けて、われわれの取り組むべき年金の主要課題は、以下の四点である（詳しくは「高齢社会福祉プログラム」（中間報告）参照――「政策資料」九四年七月号所収）。

(1) 基礎年金の国庫負担引上げに伴う財源問題。
(2) 六五歳までの雇用と年金との接続が図られるような高齢者雇用の推進。

(3) 公的年金制度の一元化。

(4) 女性の年金権の拡大。

（検討）

第2条 政府は、長期的に安定した年金制度を維持していくため、平成七年以降において初めて行われる財政再計算の時期を日途として、年金事業の財政の将来の見通し、国民負担の推移、基礎年金の給付水準、費用負担の在り方等を勘案し、財源を確保しつつ、基礎年金の国庫負担の割合を引上げることについて総合的に検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとする。

衆・附帯決議（一〇月二六日。衆議院厚生委員会）

政府は、次の事項について、適切な措置を講じるよう配慮すべきである。

一 基礎年金の国庫負担の割合については、所要財源の確保を図りつつ、二分の一を日途に引上げることを検討すること。

二 無年金である障害者の所得保障については、福祉的措置による対応を含め検討すること。

三 鉄道共済年金の再評価の繰延べ措置を含む自助努力等については、公的年金の一元化の在り方を踏まえ、その見直しを検討し、可及的速度やかに措置すること。

四 別個の給付の特例措置については、次期財政再計算期までに、十分な検討を行い、必要な措置を講じること。

五 国民年金の適用の推進並びに受給者及び被保険者に対するサービスの向上を図るために、速やかに基礎年金番号の導入を図ること。

基礎年金の国庫負担引上げに関する附則修正

政府は、次の事項について、適切な措置を講じるよう努力すべきである。

一 基礎年金の国庫負担の割合については、所要財源の確保を図りつつ、二分の一を日途に引上げることを検討すること。

二 無年金障害者の所要保障については、福祉的措置による対応を含め速やかに検討すること。

三 別個の給付の特例措置については、働きたくとも働けない人々への配慮等次期財政再計算期までに、十分な検討を行い、必要な措置を講じること。

四 鉄道共済年金の再評価の繰延べ措置を含む自助努力等については、公的年金の一元化の在り方を踏まえ、その見直しを検討し、可及的速度やかに措置すること。

五 沖縄の厚生年金の特例措置の実施に伴って必要となる被保険者の負担について、その軽減が図られるよう沖縄県の設置する基金への支援等に配慮すること。

六 国民年金の適用の推進並びに受給者及び被保険者に対するサービスの向上を図るため、速やかに基礎年金番号の導入を図ること。

改正の主要ポイント

（含む修正）

一 六〇歳台前半の老齢厚生年金の見直し（一〇〇一年度実施）

(1) 老齢厚生年金の支給開始年齢を現行六〇歳から段階的に六五歳に引上げる。男子の場合、一〇〇一年度から一〇一三年度にかけ三年ごとに一歳ずつ。女子については一〇〇六年度から一〇一八年度にかけ三年ごとに一歳ずつ各々引上げていく。

(2) 六〇歳以上六五歳未満の者に支給する老齢厚生年金の額は、報酬比例部分に相当する額とする（「別個の給付」）。また、その際、希望すれば繰上げ支給の老齢基礎年金と併給できる。

(3) 特例措置として、厚生年金の障害等級三級以上の人と被保険者期間四年以上の人には、六五歳前でも現行の特別支給の老齢厚生年金相当額を受給できる。

二 在職老齢年金制度の改善（九五年四月実施）

賃金の増加に応じて、賃金と年金の総収入が増加するように改善する。在職中は、二割の年金を停止するが、賃金と年金の合計額が二二万円に達するまでは、賃金と年金は併給する。これを上回る賃金がある場合は、賃金の増加二割に対し、年金額一割を停止する。賃金が三四万円を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。

三 雇用保険給付との調整



年四月実施)。

- (1) 失業給付を受給している間は、老齢厚生年金の支給を停止する(九八年四月実施)。
- (2) 高年齢雇用継続給付を受給している間は、賃金の一割相当額の年金をカットする(九八年四月実施)。

四 年金額の改善

老齢基礎年金等の年額七八万円に引上げる。厚生年金は再評価率に基づく引上げ。

(九四年一〇月実施→遡及措置がとられた結果原案とおり一〇月支給)

五 厚生年金の再評価率の見直し

厚生年金の標準報酬の再評価の基準を、これまでの名目賃金から、税・社会保険料を除いた手取賃金に改める(九四年一〇月実施)。平成元年度以前の標準報酬に対する再評価率は、一・一六

六 遺族年金、障害年金等の改善

- (1) 遺族基礎年金の支給要件等となる子の範囲を一八歳の年度末とする(九五年四月実施)。
- (2) 遺族厚生年金と老齢厚生年金の調整を改善し、遺族厚生年金の三分の二(夫の老齢厚生年金の二分の一)と妻自身の老齢厚生年金の二分の一を併給できる新たな選択肢を設ける(同上実施)。
- (3) 二〇歳前障害の障害基礎年金の所得制限の改善(全額支給停止四七一・六万円超→六〇〇万円超)。
- (4) 育児休業期間中の厚生年金保険料(本人負担分)の免除(九五

28

(1) 第三号被保険者の中で届出を行わなかったために保険料納付済期間に算入されない期間がある者は、九五年四月から九七年三月までに届ければ納付期間として認める。

- (2) 国民年金の高齢任意加入の特例(九五年四月実施)。

加入期間の不足している人について、基礎年金が受給できるよう、七〇歳まで任意加入できる途を特例的に設ける(九五年四月一日において四十歳を超える人を対象とする)。

七 費用負担

- (1) 国民年金保険料を九五年四月から一万一七〇〇円とし、以降九年度まで毎年五〇〇円ずつ引上げる。
- (2) 厚生年金保険料を九四年一一月から一六・五%とし、九六年一〇月から一七・三五%にする。ボーナスから一%の特別保険料を徴収する(九五年四月実施)。標準報酬等級の上下限を九万一〇〇〇円から五九万円に改定する(九四年一一月実施)。

八 その他

- (1) 短期在留外国人で国民年金又は厚生年金に六月以上加入して場合脱退一時金を受けることができる。
- (2) 沖縄の厚生年金法の加入者(一九四五五年四月一日以前に生まれた人)で、五四年五月から六九年一二月までの間、適用事業所で働いたことが認知された人は保険料を納付することができる。
- (3) 八九年改正の際繰延べられていた鉄道共済年金標準報酬再評価の三・六%を九四年一〇月より実施する。しかし、九四年度再評価(三・四%)については再び九九年九月まで繰延べる。

スケジュール

	生年月日	平成6年4月1における年齢	支給開始年齢 (別旨の給付は60歳から支給)
男 子	昭和16年4月2日～昭和18年4月1日	52歳～51歳	61歳
	昭和18年4月2日～昭和20年4月1日	50歳～49歳	62歳
	昭和20年4月2日～昭和22年4月1日	48歳～47歳	63歳
	昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	46歳～45歳	64歳
	昭和24年4月2日以後	44歳以下	65歳

	生年月日	平成6年4月1における年齢	支給開始年齢 (別旨の給付は60歳から支給)
女 子	昭和21年4月2日～昭和23年4月1日	47歳～46歳	61歳
	昭和23年4月2日～昭和25年4月1日	45歳～44歳	62歳
	昭和25年4月2日～昭和27年4月1日	43歳～42歳	63歳
	昭和27年4月2日～昭和29年4月1日	41歳～40歳	64歳
	昭和29年4月2日以後	39歳以下	65歳

	生年月日	平成6年4月1における年齢	支給開始年齢
船員 ・ 坑内員	昭和21年4月2日～昭和23年4月1日	47歳～46歳	56歳
	昭和23年4月2日～昭和25年4月1日	45歳～44歳	57歳
	昭和25年4月2日～昭和27年4月1日	43歳～42歳	58歳
	昭和27年4月2日～昭和29年4月1日	41歳～40歳	59歳
	昭和29年4月2日以後	39歳以下	60歳

(注) 船員・坑内員については、上記年齢から現行の特別支給の老齢厚生年金額相当の年金を支給

公正取引委員会員の辞任 に伴う人事問題について（メモ）

日本社会党商工部会

1 股野景親（またの・かげちか）公正取引委員会委員の辞任についてはすでに四日の閣議で了承され五日付けで正式に公示されたところであるが、当部会としては本件辞任及びこれに伴う後任人事については、次のような点を踏まえ、慎重に判断すべきものと考え対応してきた。

(1) 公取委員の職責の重要性

公正取引委員会は独立禁止法に基づく各種の処分等において準司法的機能を営む独立行政委員会であり、その職責の重要性に鑑み、委員長及び委員については衆参両院の同意を得て内閣総理大臣が任命し天皇がこれを認証することとされ、また法律上特に①五年の任期②職権行使の独立性③特別な身分保障等が定められているところである。

(2) 股野委員辞任の問題点

今回の辞任は、当該（前）委員が大使に任命されることとなつたことに伴うものと承知しているが、出身官庁が自らの人事慣行等の都合により任期途中の委員を召還したり、また（前）委員自身がたんに大使任命までの待機期間中の腰掛けとして委員に就任していたとするならば、公正取引委員会委員の職責や国会の同意手続を不恰當に軽視するものとの誹りを免れない。

(3) 後任人事の問題点

社会党は、一昨年の独禁法改正時の国会審議において、事業者

に対する両罰規定に係る罰金の引上げ幅の圧縮、埼玉土曜会談合事件の刑事告発見送り等の不明朗な経緯を厳しく批判し、内閣提出法案にも反対してきたが、その際、公取委事務局幹部らは社会党議員に対案の取り下げ等を求めて連日陳情を繰り返した。最近の中村喜四郎議員の汚職事件の起訴・公判の過程で明らかになつた事実に照らしても、当時の党の対応はきわめて適切なものであり、逆に公取委の対応は疑惑を持たれても止むを得ないものであった。後任として与党に内示された人物は、当時の事務局長であり、当部会としては素直にその委員就任を歓迎する心境はない。

2 今後の公取委のあり方について、社会党はすでに次のようない提案をおこなっているところ。

(1) 委員長・委員の任命要件の見直し

上述の対案の中で、公取委員長及び委員の選任基準として「委員長及び委員（二名は、国の行政機関（公取委事務局を除く）職員の経験が二〇年を超える者であつてはならないこと」を追加すべきことを提案している。これは、特定の官庁の天下りポストとなつてゐる現状を改め、学者・弁護士等の民間人の積極的登用を行なう趣旨である。

(2) 事務局の機構・定員の抜本的な拡充・強化

平成六年度予算編成過程で、連立与党商工チームの重点項目とりまとめに際し「公取委事務局の定員を主要先進国の水準に相当する八〇〇名の体制に拡充すること」「事務局を事務総局に格上げすること」等を提案し、特に後者は連立与党内で概ね同意をみた。

また、来年度予算概算要求についての現連立与党商工調整会議においても「公取委事務局の審査部門を始めとする組織・人員について抜本的に検討し、その強化を図ること」ことで一致している。

今後の規制緩和・行政改革の推進下における公正取引委員会のあり方について

日本社会党商工部会

1 規制緩和・行政改革の推進と公正取引委員会の役割

- ① 談合・カルテル・不公正取引の排除は、消費者・生活者重視の政策を進める上でも、またわが国市場を一層開放的なものにするという对外経済政策上もきわめて重要。とりわけ、埼玉土曜会事件の告発見送りという苦い経験もふまえ、刑事告発の活用に向けた審査部門の大幅な強化が求められている。
- ② 経済的規制や独占禁止法適用除外制度の廃止・緩和を進めることは、とりもなおさず独占禁止法の適用分野の拡大を意味しており、さらに長年規制下にあった分野に競争を導入するには独占禁止法の積極的な運用が必要である。また、規制緩和に伴い大企業による経済力の濫用行為が顕在化するおそれがあり、その面でも独占禁止法による不公平な競争手段の規制も必要となる。

以上の観点から、公正取引委員会の人的構成、事務局の機構・定員等の抜本的な強化を図り、独占禁止政策に対する国民の期待に応える必要がある。

2 公正取引委員会の人的構成の見直し

3

3 公正取引委員会の権限強化

現行法では、公正取引委員会は事件について必要な調査を行うために、事件関係者の営業所等への立入り検査の権限を認められ、その検査妨害に対しては六ヶ月以下の懲役または二〇万円以下の罰金が科されることとなっているが、文書等の証拠物件を押収する権限は認められていない。企業ぐるみの談合隠し、証拠隠滅等に対抗するためには、証券取引等監視委員会のように裁判所の許可状により臨検・捜索・差押えをする権限を附与することを積極的に検討する必要がある。

4 事務局定員の拡充

公正取引委員会の事務局定員は九四年度で五〇六人、うち審査関係は二〇三人であるが、主要先進国の人口・GDPあたりの独占禁止行政機関職員数をふまえると（別紙参照）、わが国の公正取引委員会事務局の定員を八〇〇人程度まで増員することを中期的な目標とすべきである。

公正取引委員会の委員長・委員は、同委員会発足当初を除き、長期にわたって大蔵省等の特定の官庁出身者によって占められてきたが、今後はこうした悪しき人事慣行を改め、公取委キャリアや裁判官、弁護士、学者等、幅広くバランスのとれた人選を行すべきである。具体的には、委員長及び委員二名について、公正取引委員会を除く国の行政機関の職員であった期間が通算して二〇年以上になる者であってはならないこととする。

また、民間人等からの登用の機会を拡大するため、現在六五歳とされている委員長・委員の定年については、廃止もしくは七〇歳程度に引き上げることを検討すべきである。

5 機構の整備・拡充とルールの見直し

現在、国家行政組織法及び独占禁止法の規定にもとづいて公正取引委員会に事務局が置かれているが、事務局には他省庁のような「局」が設けられない制度となっており、また、審議官や部課の数も他の同規模の省庁に比して少なく抑えられている（経済企画庁の約半分）等、組織拡充にも限界があることから、事務局を事務総局に格上げする等の抜本的な見直しが必要である（別紙参照）。

また、現在のスクラップ・アンド・ビルトのルールの下では、規模の大きい官庁は自らのスクラップ財源で新たな行政需要に対応した機構整備を図ることが可能であるが、公取委事務局のようなもともと規模の小さい官庁の枠内で対応することは不可能である。他方規制官庁については行政需要も減少するはずであるが、現在のルールの下では、年々の定員削減で定員が減少しても機構だけが温存されるケースも生じうる。したがって、こうした行政需要の変化に適切に対応できるよう、省庁の枠を超えた機構整備や統廃合が進められるようにルールそのものを思い切って見直す必要がある。

6 独禁法違反行為に対する抑止力の強化

現在、与党内で公共工事の入札制度改革の一環として独占禁止法の課徴金を引上げ、談合で得た利益と同額を課すこととする案が検討に付されていると伝えられているが、この問題については、三年前の課徴金引上げ、二年前の法人罰金引上げの際の議論の経過等（①課徴金の算定方式については、カルテルによる不当な経済的利得を個別具体的に明確に把握することは現実的には困難であり、かつ行政上の措置であることも踏まえ、明確性、透明性のある客観的な基準による方

式として現行の売上額に一定率を乗じる算定方式を維持することが適当②現行課徴金の水準は、前回の改正により、憲法上禁止される二重处罚の問題を回避しうるぎりぎりの水準として、卸・小売業を除く全業種の平均的な売上高営業利益率を指標として算出したものである③この課徴金水準を前提として両罰規定にかかる法人の罰金を大幅に引上げた一等に照らすと、慎重な検討を要すると考える。独占禁止法違反行為に対する抑止力を一層強化するという見地に立つ場合には、課徴金引上げではなく、法人罰金の引上げ（例：上限額一億円→五億円）や、これまでほとんど適用例のない企業の代表者に対する「責任罰」規定（独禁法九五条の二）、無過失損害賠償制度（同）二五条の活用等を積極的に検討すべきである。



(別紙)

特別職国家公務員（行政府）の定年

職名	定年年齢	定年の根拠法
会計検査院検査官	65歳	会計検査院法第5条
公正取引委員会委員長及び委員	65歳	独占禁止法第30条
その他（国務大臣、大使、公使、委員会委員）	なし	

(注) なお、法律に規定がないものについても、新規任命は70歳未満の者に限るとする閣議の口頭了解、事務次官会議申合せ等がある。

職員数の比率を各国並にした場合の公正取引委員会の職員数

国名	人口比	GNP比
アメリカ	788人(6.3)	935人(2.8)
フランス	1,413人(11.3)	1,804人(5.4)
イギリス	1,175人(9.4)	1,804人(5.6)
ドイツ	525人(4.2)	735人(2.2)

(注1) 人口比の欄は、日本の人口比職員数が各国並みであった場合の日本の想定職員数である。()内の数値は、各国の人口百万人当たりの職員数である。

(注2) GNP比の欄は、日本のGNP比職員数が各国並みであった場合の日本の想定職員数である。()内の数値は、各国のGNP百億ドル当たりの職員数である。

過去10年間の定員の推移

年度	85年度	86年度	87年度	88年度	89年度
事務局定員	432人	436人	440人	445人	461人

年度	90年度	91年度	92年度	93年度	94年度
事務局定員	474人	478人	484人	493人	506人

1994年度の組織及び職員数

省庁名	公正取引委	国土庁	経済企画庁	人事院
事務次官・事務総長	0	1	1	1
局（局長）	1	6	6	5
部（部長）	3	1	0	0
局次長・審議官	3	12	9	7
課（課長）・参事官	23	39	37	35
地方事務局	0	0	0	8
地方事務所	7	0	0	1
職員数	506	460	511	709

(注) 上表では、公正取引委員会と同程度の規模の官庁を比較対象に挙げた。

一九九四・一一・二

公正取引委員会の

人事問題等について

日本社会党商工部会

一〇月四日に閣議で了承された股野景親公正取引委員会委員の辞任に伴う後任人事問題については、公正取引委員会委員の職責の重要性等に鑑み、与党内でも慎重に検討が進められてきたが、これ以上後任委員の任命が遅れ、欠員状態を放置することは好ましくないとの観点から、この問題への対応をあらためて協議した結果、次の結論に達した。

1 今回の後任人事については、現在までに与党関係者に内示されている人物をもって了承する。

2 ただし、今後の課題として

- ① 公正取引委員会の委員長・委員の任命にあたっては、特定官庁の出身者等による順送りを改め、適任者があれば、裁判官や弁護士・学者等民間人の登用を行うこと
- ② そのための環境整備として、公正取引委員会委員長・委員の定年を他の委員会委員と同様に廃止するか七〇歳程度に引上げること

- ③ その他、商工調整会議におけるこれまでの議論も踏まえ、公正取引委員会の機構・定員等について抜本的に検討し強化・拡充を行ふこと等について、政府として真剣に検討し可能なものから実行すること。

一九九四・一一・一

今後の公共料金の取扱について

与党経済対策プロジェクトチーム

先の政府の公共料金引上げの取り扱いに関する年内一律凍結という当面の措置は、わが国の景気の現状等を踏まえ、前政権の一定の政策的判断のもとに行なった緊急避難的対応であり、現政権はこれを継承しつつ、同時に同措置の対象となっている事業の一層の経営合理化や利用者サービスの向上等について総点検を実施し公表してきたところである。

もとよりこの凍結は年内の时限措置であり、経営体に与える影響、ひいては後年度における受益者の負担等を考えれば、漫然と結論を先送りすることは政府・与党として責任ある態度とはいえない。したがって、年内凍結という決定の当然の帰結として来年以降正常な公共料金の取扱いに戻るに当っては、凍結対象となつた事業について、総点検の結果を踏まえて、厳正な検討を加え、逐次適切に対処する。他方、行政改革の徹底した断行は、現政権の重要な政策課題であり、公共料金の引上げは行政のスリム化と相まって、はじめて国民の理解と協力を得られることを深く認識すべきである。このような観点から、公共料金についても規制緩和を強力に推進し、市場の競争原理を積極的に活用していくことが必要である。

同時に、政府は公共料金の取扱いについて、従来の方針、考え方を整理、体系化し、具体的に国民の前に示すことにより、公共料金の厳正な取扱いの趣旨を徹底することが必要である。

以上のような観点から、政府が別紙の趣旨を踏まえ公共料金の取扱いに関する新たな基本方針を策定することを要望する。

今後の公共料金の取扱いについて

- 1 公共料金については、現下の厳しい経済情勢の下で、行政改革なくして安易な公共料金の改定なしとの観点から、国民の十分な理解を得ることができないような引上げは厳に慎み、経費の削減等事業経営の徹底した合理化を図る。
- 2 公共料金について、物価及び国民生活に及ぼす影響に配慮しつつ、行政改革推進の一環として規制を必要最小限のものとするよう、以下のような方法で、規制緩和を一層推進する。
 - (1) 国民生活、国民経済の観点からその影響が限定されている公共料金については、国又は地方公共団体の許認可を極力縮減するとともに、その規制縮減の手順について検討する。また、やむを得ず許認可事項にとどめるものについては、地方分権の趣旨にのっとり、地方公共団体等への権限の委譲に努めるものとする。
 - (2) 地方公共団体が運営する事業に係る公共料金については、地方公共団体の決定を尊重する。その際、地方公共団体は、物価の安定を図りつつ、事業体としての健全な経営を確保するよう努めることとする。
 - (3) 公共料金のうち市場原理を導入できる分野については、規制緩和を一層推進することとし、その一環として、上限価格制の是非を含め、経営の効率化を促す方策について検討する。
- 3 公共料金については、受益者負担を原則とし、適正な公共サービスが安定的に提供されるよう努めることを基本としつつ、以下のように取扱う。

- (1) 多様化した利用者ニーズに対応した料金体系の確立を図る。
- (2) 國際的な観点からコスト構成等の検討を行いつつ、一層の生産性向上に努めることによって、料金の適正化を図る。
- (3) 物価及び国民生活に与える影響に配慮し、その引上げは真に止むを得ないものに限るとともに、その実施時期及び改定幅等についても極力調整する。
- 4 公共料金の改定にあたっては、改定の理由、根拠、具体的な経営の合理化策、物価に与える影響等を十分明らかにする等、公共料金関連事業の内容の透明性を確保するよう情報公開を求める。
- 5 各公共料金の政策目的及びそれを取り巻く環境等に鑑み、公共料金の態様に応じ、以下の点に留意して取扱う。
 - (1) 国が自ら決定する公共料金については、コストの低減を図りつつ、受益者負担を原則とし、可能な限り予算編成時に決定する。
 - (2) 国と関わりの深い公団等の料金については、一般の民間企業が懸命に経営合理化努力を行っている状況に鑑み、経営努力を極力織り込む。
 - (3) 民間企業の事業にかかる公共料金については、その公益性に配慮しつつ、民間の自主性を尊重し、活力を引き出す。



環日本海国土軸の構築と経済圏の展望

～一世纪への「日本海新時代」を求めて～

第一章 冷戦後の情勢の展開

(1) 世界経済の動向

冷戦構造が崩壊し、東西のデタンントが進行するなかで、経済のグローバリゼーションがいっそう進展し、併せて経済圏形成の潮流が顕著となり、いくつかの経済ブロックに再編されかねない様相を見せてくる。しかしながら、現代においては経済圏の形成が相互に波及効果をもたらし、閉鎖的、内向的な経済ブロックとはならず、世界経済の活性化に貢献するよう発展させていくことが重要である。このことから、ロシア極東地域の経済活性化は、ロシア・東欧はもとよりヨーロッパ全域の経済にも良いインパクトを与えることができる。同様に、「環日本海経済圏」もアジアはもとより世界経済に開かれ、かつその接点あるいは橋渡しとして機能することが求められる。閉鎖的ブロックではなく、いわゆるグローバルリージョナリズム（開放的地域主義）によって、初めて「環日本海経済圏」の成長の可能性が展望できるといえよう。

このグローバリゼーションは今後、情報通信革命を媒介に、経済はももちろん政治の分野においても堅い国境を突き崩す要因となるものと考えられる。この結果、いずれの国も政治的独立性を薄めざるを得なくなり、「主権国家の黄昏」（ケネス・アロー教授）がますます鮮明になつてこよう。

(3) 環境保全の重要性

こうしたグローバル化による経済の発展は、環境破壊を必然とする。開発と経済活動の発展は、大気汚染や水質汚染など深刻な環境破壊を引き起こし、環日本海圏地域に住む人々の生存を脅かす危険性が強い。とくに準閉鎖海としての日本海の地理的特性から、いったん汚染されればその回復は困難であり、船舶による海洋汚染は勿論のこと、酸性雨・雪の原因となる大気汚染も含めて陸上よりの汚染は厳しく規制されなければならない。そのためには、われわれが一九九二年の金沢国際フォーラムにおいて提案した「環日本海環境宣言」が尊重され、環境保全を開発の一環に組み込みながら、持続可能な開発を実現していくことが要求される。

(2) 地球化・地域化の展開

われわれは、年前の「環日本海フォーラム金沢」での政策提起にお

いて、「世界は地球化と地域化という対極に向かってダイナミックな展開を見せている」ことを強調した。この潮流はポスト冷戦時代の政治と経済を特徴づけるものである。EC（欧洲共同体）のEU（欧洲連合）への進展、NAFTA（北美自由貿易協定）の変化、ASEAN（東南アジア諸国連合）地域フォーラムの実現、APEC（アジア・太平洋経済協力会議）の発展などは、そうした国際潮流の例証にほかならない。

とりわけ経済のグローバル化は、ソ連・東欧を軸とする社会主義経済体制を突き崩し、東西冷戦を終焉させる大きな原因となり、中国、ベトナムなどアジア諸国においても「社会主義市場経済」という新たな現象を生み出している。

(4)

核疑惑をめぐる軋轢

環日本海経済圏の展望は、朝鮮半島における南北双方が国連に同時に加盟（一九九一年九月）し、併せて南北首脳会談で確認した「基本合意書」や「非核化共同宣言」が発効したことで明るい見通しが生まれた。

しかし、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮と略す）が、九三年三月、NPT（核拡散防止条約）からの脱退を宣言し、IAEA（国際原子力機関）の査察を幾度かにわたって拒否したこと、国連における制裁措置を含めて極度に緊張を強めた。この間、金日成主席とカーター元米大統領による南北最高首脳会談の約束、その後の金日成主席の死去など、厳しい情勢展開を余儀なくされた。しかし、米朝双方の粘り強い協議の結果、北朝鮮の軽水炉への転換とその支援、NPT体制への完全復帰、朝鮮半島非核化の履行を含む南北対話の再開などで基本的に合意した。

また会談では、米朝間の全面的な政治・経済関係の正常化に向けて、相互に外交代表部の開設を確認するとともに、通商や貿易障壁を減らすことでも合意したことは、環日本海経済圏の形成にも大きく寄与することになる。このことは日朝国交正常化交渉の促進と関係改善の必要性を迫るものである。

(5) 一国間経済関係の発展

環日本海経済圏の形成をめぐる課題は、全体としては停滞している。

なかでも、環日本海圏の象徴とも言べきUNDP（国連開発計画）による岡倅江（豆満江）開発計画（TRADP）は、計画の第一期（一九九四年一〇月）を経過したものの、以後、計画の進捗は縮小に追いつかれている。

このような事態の一因が北朝鮮の核疑惑にまつわる不安定性にあることは否定できないが、昨秋のモスクワ騒乱事件が示すように、ロシ

アの政局不安と経済低迷が大きく影響していることも無視できない。しかし、ポスト冷戦時代を反映して環日本海圏地域における一国間関係が着実に前進していることも事実である。

ロシアはインフレが沈静化したものの、経済再生への確かな展望を見出していない。そうした中で、九四年六月の韓日首脳会談では「建設的で相互補完的なパートナー関係」を確認し、六月の中日首脳会談でも「新段階の建設的パートナーシップ」で合意した。サハリン州、沿海地方、ハバロフスク地方など、ロシア極東の自治体は、日本に対して総額二三〇億ドルを超えるインフラ整備事業や資源開発プロジェクトへの参加を求めている。また、サハリン沖の天然ガス開発をめぐる国際プロジェクトは始動の段階を迎えており。

一昨年八月の中韓国交樹立以降、「冷たい関係」とも言われた中朝関係は、今年になって故金日成主席の弔問も含め、幾度かの中朝両国首脳の相互訪問によって関係改善が進んでいる。七月末に吉林省長春で開かれた「北東アジア経済発展戦略国際シンポジウム」には、金日成主席の逝去の直後にもかかわらず社会科学院世界經濟・南南協力研究所長ら四人が出席し、豆満江地域開発に関連して、(1)北朝鮮、中国、ロシア三国による調整委員会の設立、(2)その他日本などの関係国による北東アジア開発調整委員会の構成、が提案されている。また北朝鮮の清津と韓国の釜山の間に民間航路が開設されたほか、羅津・先鋒自由経済貿易地帯における韓国企業への事業許可が与えられた、と伝えられる。

(6) 軍縮と平和の新しい秩序

冷戦後の東アジアの特徴の一つとして、新たな軍拡の傾向が指摘できる。冷戦の終結と米軍のフィリピンからの撤退などを契機に、中国・台湾から始まった軍拡の動きは、今年七月のASEAN地域フォーラムでも指摘されたように、東南アジア諸国にも広がりつつある。

こうした動きは、冷戦後の軍事的空白に対する共通の不安感を反映したものであるが、いまのところは軍事的な緊張激化というレベルには至っていない。

しかし軍拡が緊張と対立、そして不信感を生む根源であることは冷戦時代に十分に経験したことであり、決して好ましい状況とはいえない。このため、アジア地域の経済発展を保障する政治的安定化と、新しい安全保障の確立が求められている。当面、ロシアを含む東アジア諸国間の信頼醸成措置を積み上げ、それを全体としての軍縮につなげる努力を尽くすとともに、CSCE（全欧安保協力会議）を教訓にアジア・太平洋地域における新しい安全保障体制の確立を展望しつゝ、

地域的な取り組みを強めなくてはならない。ASEANの取り組みを見られるように、朝鮮半島の安定化、中国と台湾問題、北方領土問題なども、こうした脈絡のなかで解決をめざすことも必要であろう。

第2章 経済圏形成の現状と問題点

(1) 環日本海圏地域の特性

環日本海圏地域は、極めてスケールの大きい開発の可能性を有している。ロシアの極東地域、中国東北三省は、資源、土地の宝庫であり、その発展は経済圏域だけではなく世界のエネルギー、食料、産業立地事情に大きな影響を及ぼす。このため国際的プロジェクトが数多く形成される可能性がある。

しかしながら、資源、労働力、資本、技術、市場などの生産・販売要素において、現段階では地域的に偏在しており、これを相互に補完し合い、有機的に結合することができれば、それによって得られる利益は極めて大きい。

われわれが提起する環日本海経済圏構想は、地域主導の経済圏の形成であり、特定の一国による強制によるものではなく、企業の国境を

超えた経済活動の活発化に伴って形成されつつある互恵・平等の経済圏である。

《ロシア極東地域》

埋蔵資源は鉱物資源に偏っているが、森林資源も比較的豊富で、工業面では機械・造船・金属・農機具・木材加工が主力である。また、極東の漁獲量はロシア共和国の連合体の四〇%を占める。

しかしながら、農業は低調であり、農産物・消費材の深刻な不足、資本、労働力の不足、産業機器、経営技術の後進性は著しい。

《中国東北部》

農業と工業が共存しているのが特徴である。農業はトウモロコシ、大豆、テンサイ糖で、年収穫量は約三〇〇〇万トンになる。工業は、全業種が東北三省に集中しており、農業トラクターは中国全土の三分の一がこの地域で製造されている。また、石炭・マンガン・鉄鉱石などの資源埋蔵量も豊富であり、労働力も豊富である。

しかしながら、資本・技術・先端機器の不足、経営技術の後進性、一部鉱物資源とインフラの相対的不足という欠陥を抱えている。

《北朝鮮》

現在、軽工業促進を狙いとした長期計画が進められている。北朝鮮は、マグネサイトは世界一の埋蔵量を誇ると言われ、タンクステンも豊富である。しかし、工業面では、重化学工業偏重主義をとっているので、鉄鋼・セメント・機械が主力となっているが、技術水準はそれほど高くないと評価されている。

また、漁業問題では、この国の全漁獲量の八〇%を日本海側で占めており、環日本海圏を形成していくうえで、日本との調整が重要課題となる。

しかしながら、資本の不足、農産品・軽工業品の不足、技術・機器の後進性という欠陥を抱えている。

《韓国》

全体的に均衡のとれた工業化が進められている。コメも自給率一〇〇%なので、農業も日本に匹敵する。保有資源としては、石炭・タンゲステン・マンガンなどが産出される。しかしながら、エネルギー・資源・労働力の不足という欠点がある。

《モンゴル》

豊富な畜産品と鉱物（特に螢石）を埋蔵しているが、他の東北アジア諸国へのアクセスが不便であり、また、資本・技術の不足、農産・軽工業品、機器の不足という欠陥を抱えている。

《日本》

資本蓄積、先進技術、移転可能な先端機器、ハイテク工業製品の存在、豊富な経営の経験を有している。しかしながら、エネルギーと工業原材料の不足、飼料用穀物と農産品の不足、労働力の相対的な不足という欠陥を抱えている。

(2) 対岸地域のビッグ・プロジェクトの概要

I 中朝国境「図們江（豆満江）流域開発計画」

図們江は中国名であり、朝鮮名は豆満江である。長白山（朝鮮名・白頭山）に源を発し、五〇〇kmにわたって中朝国境を流れ、日本海に注ぐ国境河川である。河口から上流約一五kmは北朝鮮とロシアの国境である。UNDPは一九九一年、冷戦構造崩壊を背景に、図們江のデルタ地域、とくにロシアのウラジオストク南方のポシエト、中国吉林省の琿春、北朝鮮北端の羅津の三都市を結ぶ三角地の大規模開発構

想を提示した。この地域にインフラストラクチャーを整備し、二〇〇年以内に五〇万人規模の国際都市機能を備えた一大拠点を創出することを目指に、総額三〇〇億ドルを投資する開発構想である。

「図們江流域開発計画」は、これが実現すれば日本・韓国にとっては欧州へのランドブリッジとなり、逆に内陸国であるモンゴルの期待も高く、関係国は毎年、国際会議を開いているが、進捗の度合いは極めて遅い。このため東北三省の日本海への出口を模索してきた中国は、ロシアとの協定でザルビノ港を賃借し、自らの負担で鉄道を敷設し、UNDP計画に先んじて新たなゲートウェイの確保が実現する見通しがある。

「図們江流域開発計画」は当面、河口地帯を中心とする三角地帯の開発として出発しているが、将来的には中国の延吉、北朝鮮の清津、ロシアのウラジオストクを支点とする大三角地帯の開発を展望している。

II ロシア「大ウラジオストク自由経済圏構想」

ロシア極東の最大都市であるウラジオストク市を中心に、ソ連崩壊後の市場経済化をはかるために積極的に西側資本を導入することを目的とした開発構想である。これには国連UNIDO（国連工業開発機関）が主導的な役割を果たしている。

この開発構想はウラジオストク市、ナホトカ市、パルチザンスク市、さらに南部国境地帯のハサン地区を含む南部全域を対象にするもので、とくにハサン地区はUNDPの「図們江開発計画」と接点を持つことになり、計画の調整が求められている。この構想ではウラジオストク市を国際貿易都市として位置付け、そのためのインフラストラクチャーの整備、ナホトカ市は自由貿易地域としてランドブリッジの極東最大の拠点づくりをめざす。ハサン地区は観光・レクリエーション地域として自然生態系の保全を基本にした開発を展望している。

III 中国「三江平原開発構想」

中国東北部の黒龍江、松花江、ウスリ－江の三大河川の合流地帯である三江平原（約一千万ha）を対象に農業開発を中心とした総合開発計画である。この構想は中国を主体とした国民計画であるが、開発地域は日本の全農耕地に匹敵する膨大なもので、中国政府は「商品食料基地」の建設をめざして大規模機械化農業による労働生産性の高い農業の実現をめざしている。この構想が具体化するにつれて「図們江開発計画」との関連性が強まることになる。

この開発計画については、日本のJICA（国際協力事業団）による「三江平原農業開発計画調査」（一九八八年）として開始され、当面、五万ヘクタールの農地を開発を対象に、(1)大規模機械化水田農業、(2)大規模畠地灌漑農業、(3)近代化農村整備などを目標に計画を推進することにしている。併せて、こうした大規模開発に見合う「三江平原農業総合試験場基本計画」なども具体化している。

IV 北朝鮮「羅津・先鋒自由経済貿易地帯国土建設総計画」

この「自由経済貿易地帯」構想は、UNDPの「図們江開発計画」と連動する計画である。「図們江開発計画」が中国、ロシア、北朝鮮の三国国境地帯を対象とする三角地帯であるのに対し、北朝鮮の場合には、その地域をも包含しつつ、総面積六二二kmに及ぶもので、現在の地域人口約一三万人を将来、百万人に増やすことを見込んでいる。

すべてをチユチエ（主体）思想で対処してきた北朝鮮であるが、UNDP計画に合わせて一九九一年一二月には国境地域の羅津・先鋒を中心に自由経済貿易地帯に指定し、外資導入を含む対外開放に踏み切った。計画の概要是羅津・先鋒港に加えて清津港も自由港として開放するとともに、港湾の整備と能力の増強をはかり、また、道路網の整備、循環鉄道網の増強、国際空港の建設などの具体化のほか、対外開

放に伴う法的整備として、一九九二年一〇月には「外国人投資法」「合作法」「外国人企業法」などが制定された。また、一九八四年に決定された「合弁法」を運用するための「合弁法施行細則」も併せて公布された。（資料参照）

(3) 経済圏形成の条件

以上に見た開発構想は総論としては、各国で一致しているものの、具体化の段階で関係国の国益の調整が難しく、停滞を余儀なくされている。とくに東アジア地域内の環黄海圏などが、すでに実態が形成されつつあるのと比較すると、環日本海経済圏の生成・発展の動きは如何にも鈍い。この理由は大まかに見て、次の諸点に求められよう。

① 冷戦による交流の遮断期間が非常に長かったこと、そして現在も、その残滓が残っていること。

② この地域が政治、経済体制も文化も異なった集合地帯であること。

- ③ 経済圏を形成する核としての拠点都市が形成されていないこと。
- ④ 域内格差が存在し、人口等の経済発展のための各要素が偏在しているため、これの結合にかなりの困難が伴うこと。
- ⑤ そして地域全体をカバーする通信・交通等のネットワークが存在しないこと。
- ⑥ さらに日本海側自治体の対岸交流・協力で調整なしの競争関係が始まってしまおり、ネットワーカーとトータルコーディネーターがないこと等が指摘される。

また、このような理由に加え、北朝鮮の「核開発疑惑問題」やロシアとの「北方領土問題」など政治的な遅滞要因が重なっているためと考えられる。

しかし、近未来における環日本海経済圏形成の可能性は十分にあると言えよう。とくに、経済圏の形成・発展の象徴ともいいうべき図們江

(豆満江)開発計画についての内外の期待は大きく、その具体化の要請はますます高まっている。

日本や韓国は、すでに見たような大規模プロジェクトへの投融資と技術移転が関係国から強く期待されている。この期待にいかに対応していくかが、わが国のこれから課題である。とくにわが国は、中国東北部との経済交流は活発化しているものの、ロシア極東地域あるいは北朝鮮との経済交流は緒についたばかりである。日本全体として環日本海圏交流が大きな流れになりにくいのは、政治状況の激動や対岸諸国・地域のインフラの未整備もさることながら、これら地域の実態が必ずしも明らかでないことや、歴史的経緯から「経済圏」という言葉が持つ閉鎖的イメージがあることが障害となっている。

しかしながら、この地域の開発ポテンシャルは非常に大きく、市場の拡大も期待される。その経済見通しは、経済企画庁が一九九二年三月に調査した『環日本海時代と地域経済活性化に関する報告書』によると、二〇〇〇年における一人当たりのGDP水準は、一九八九年に比べ、ロシア極東地域及び韓国がほぼ一倍、北朝鮮が一・五倍、中国東北地域が一・三倍、そして日本は一・五倍程度になると予測している。

(4) 環日本海交流・協力の現状

日本海沿岸地域に限らず、これまでも地方自治体は旧ソ連、中国、韓国の州・県あるいは都市と姉妹都市関係を結び、地道な交流を積み重ねてきた。このような中で、航空路・航路の開設・増便が進められ物流・人的交流に変化が生じてきている。とくに冷戦後の市場経済化の進展によって、ロシア極東地域等との交流が急速に展開し、文化・学術・スポーツなどの交流から進んで経済交流へと、その重心を移しつつある。こうした状況は、地域活性化の鍵として日本海沿岸地域に強い関心を引き起こすようになっている。

一九九一年一〇月に日本海沿岸八府県による日本海知事会議が開か

第3章、経済協力の枠組みと日本の役割

(1) 環日本海圏の前提条件と課題

歴史認識の共有

環日本海圏交流・協力構想を発展させるためには、まず、日本の大陸侵攻や朝鮮の植民地支配など、この地域の歴史認識を共有することから始めなければならない。そのためには日本側が非難される歴史を語りあうことを回避してはならない。そのためには(イ)責任の所在の明確化、(ロ)必要ならば謝罪と補償、(ハ)その責任と共通認識を歴史教科書をはじめ教育のなかできちんと展開していくこと、などは不可避の課題である。

とりわけこうした不幸な近・現代史は、日本海をとりまく数千年にわたる悠久の歴史の中の一瞬に過ぎない。このため、古代史に見ら

れる交流の歴史を含め、それを共有することを通じて二一世紀への環日本海圏を展望する必要がある。

② 協調（平和）・開放体制・市場の確立

経済圏の成立には協調（平和）・開放体制・市場の三条件の整備が不可欠である。そのためには日本海を「対立の海から平和の海」に回帰させることをはじめ、この地域の政治的安定と平和の確保が不可欠である。とりわけ海のシルクロードに向けて、地域を起点として地域を終点とする自治体を主体に質量ともに積極的に交流を開拓すべきである。

③ 國際的な広域地域圏に開かれた国土軸の形成

國際的な広域地域圏に開かれた国土軸を形成するに当って重要なことは、個性的な国際都市を設計することである。その個性とは将来的には、(イ)どの主権からも自由な、共通の広場としての自由交流都市、(ロ)福祉・公園などが国際水準に達している都市、(ハ)異質な要素が融合した新しい文化都市、などの特色をもつことが不可欠である。

④ 「環日本海型開発方式」の確立

世界で初めての、大気、河川、海洋環境など自然環境を大事にし、自然と人間が共生することを基本に、環境・人権に配慮した開発を進める「環日本海型開発方式」を基本原則として確立することである。

⑤ ネットワークの形成とネットワーカーの育成

ネットワークの形成とネットワーカーの育成が重要である。とくに環日本海圏という国際的な広域地域圏の形成に関心を寄せ、それに対応できる人材を質量ともに養成することである。

⑥ 環日本海協力基金の創設

すでに東南アジア・バタム島では、その開発のみに使用できる基金が創設され、動きだしている。環黄海圏、環日本海圏でこうした基金を創設できるかどうかが、その発展の鍵となる。自治体間協力のもとでのODAの拡充が必要であり、「環日本海協力基金」を創設することである。

とが重要である。

現在の状況の下で、直ちにロシアにODAを適用すべきかは議論のあるところだが、国際金融機関への出資、投資保険の対象拡大あるいは自治体などが協力して設立する「環日本海交流基金」などによる官民資金の有効な活用が必要である。

⑦ 多重層的な機構の設立

環日本海友好経済団体や日本海総合研究機構、日本海管理機構、自治体連絡調整機構、環日本海フォーラムの創設など各種ネットワークを含め、重層的な機構を設立することが求められる。

② 経済圏への日本の役割り

「環日本海経済圏」構想において、日本に期待されている役割は、先ず資本、技術、市場の提供である。だが、資金と技術を提供すればよい、という考え方ではすまない。経済の現状は、日本の輸出は機械類に限っており、輸出量は総輸出量の一〇%であり、また、輸入は原材料に偏重していて、総輸入の九%を占めるに過ぎない。同時に戦後の経済破綻の状態から世界で一、二を争う経済大国に発展した技術や経営のシステムのノウハウの提供も必要であろう。

① 「アジア開発銀行」の拡充

地方自治体も参加できる金融機関の設置を検討すべきであろう。関係諸国がアジア開発銀行（ADB）をはじめとする国際金融機関に加盟する場合、一国単位だけではなく地方自治体単位（あるいは地域単位）でも加入できる金融機関に改編する必要がある。広大なロシアでは、政治機構の問題もあり、仮に加盟したとしても中央と極東沿海地域とは同一の行動は取りにくいので、中央とは別に極東沿海地域（もしくは州単位）で独自に加盟できるようにすべきである。中国にも同様なことがいえる。

② 「東北アジア開発銀行」の創設

アジア開発銀行の拡充に並行して、ヨーロッパ経済復興銀行にならつて日本海周辺地域の開発を主体とする独自の金融機関、例えば「東北アジア開発銀行」といったものを設けることも検討すべきである。

③ ODA「現地要請主義」の見直し

このような金融機関の機能とODAを有効に結合するため、援助対象国を国レベルに限定せず、一定の地域をも対象にできるよう関係機関で調整すべきである。またわが国のODA政策の基本はODA対象国の要請に従う形で援助を行ういわゆる「現地要請主義」をとつてきているが、環日本海時代においては、東アジア、とくに東北アジア地域の経済圏形成のための戦略的対応が求められており、上記のように改革された国際金融機関と調整の上でより積極的なODAが戦略的に行えるよう、見直していくべきである。

④ 技術の提供

技術供与に関しては、当然のこととして日本の高度なテクノロジーへの期待もあるが、市場経済移行の段階においては、環境保全技術を含め研修、技術協力あるいは合弁事業を通じて、基本技術あるいは経営ノウハウを移転していくことが重要である。これの移行段階においては、精錬工場などの日本海沿岸にある遊休施設の活用も技術移転と地域活性化の面からも有効である。

⑤ 日本の市場機会の拡大

一方、対岸の諸国・地域の日本の市場に対する期待も大きい。韓国は対日貿易が赤字になっていることから製品の輸出だけでなく、建設など公共投資その他の面でも日本市場への参入を図ろうとしている。ロシアにおいても外貨不足から、まず資源の輸出により外貨を獲得し、それらをもとに機械や設備を輸入し、産業構造の高度化を図ろうとしている。これらの期待に応えるため、市場アクセスの一層の改善により、日本の市場機会の拡大を図る必要がある。このようにできるところからの具体的な経済交流を積み重ねることにより、沿岸諸国との市場

経済化への条件を整備しつつ、政治状況の変化に対応した支援体制を確立すべきである。

第4章 「環日本海国土軸」の位置付け

(1) われわれの国土軸

世紀を展望すると、この狭い日本列島をいかに有效地に利用するかということが、国民全体の課題になる。そのためには、国土軸の母体となる高速道路網の整備をはじめとして、都市軸、文化軸、産業軸など国レベルでの「軸」の形成が必要となる。これが、「国土利用高度化の基礎条件」であり、この整備が遅れている日本海沿岸地域にとって、緊急の政策的課題と言える。こうした国土軸は、異なる地域を有機的に結び付ける共通要素としての「基盤」の部分と、その基盤の成立によってさらに拡大発展が見込まれる社会、経済、生活、文化の機能の部分からなる。交通基盤の整備は、国土軸形成の根幹であり、諸機能の展開を図るための必須の前提条件というべきであろう。

しかしながら、われわれが政策提起する「環日本海国土軸」の構築とは、そうした課題に積極的に対応するため、日本海沿岸地域を対岸交流のゲートウェイとして位置付け、高速交通・情報通信体系等の基盤整備を図るとともに、それとともに、それとどまらず対岸諸国・地域におけるいわゆる国土軸の形成をも展望したものである。そのうえで交流・協力を積極的に推進するための機能の整備、拠点の形成、ネットワークの確立に向けての諸機能の整備を行うことにより、日本海沿岸地域の活性化を図り、環日本海経済圏の確立を図ろうとするものである。

(2) 日本海国土軸の必要性

グローバル化の進展は、今後ますます世界に開かれた地域経済・社会の形成を促すものと思われる。これまで各地域においては、相互に

競争しつつ対岸諸国・諸都市との交流の努力を積み重ね、その結果として地域主導型の「環日本海新時代」を迎えるようとしているが、同時に個々の地域だけでは対応しきれない問題も増加してきている。

しかも現時点では、日本海沿岸地域は相対的に「集積の効果」が乏しいため、対岸諸国の期待する資金、技術、市場に充分に応えることができない。また、均衡ある国土の発展のためにも、日本海沿岸地域において、地域の個性を基礎にした一定の都市集積を有する拠点都市の形成及びその周辺地域の活性化が強く要求される。

こうした実態を踏まえ、環日本海圏交流・協力を促進するにあたって、個々の地域だけでは対応できない問題を解決するためには、地域の国際交流への取り組みに対する支援の体系化が必要である。そのため、(イ)「日本海国土軸」の設定という日本海沿岸地域の国土政策上での新たな位置付け、(ロ)国際的な広域地域圏に開かれた連環軸の形成の検討、(ハ)日本海沿岸における拠点都市の構築、(ニ)それらを横につなぐ地域連携軸の連鎖によるネットワークの形成、さらに(ホ)日本海沿岸地域と内陸や太平洋岸地域とのタテ・ヨコの連携の強化などの条件を整備することによって、はじめて環日本海時代における日本海沿岸地域の特色ある発展が期待できる。

(3) 日本海沿岸地域の発展の方向

日本海国土軸の形成はまだ、日本海沿岸地域におけるそれぞれの地域の歴史的なつながりや特性を踏まえつつ、すでにある都市・産業機能の集積や交通ネットワークの整備状況等に照らし、二一世紀においての日本海沿岸の各地域の発展方向を明確に展望する必要がある。そ

うした地域発展の方向性として、次のように例示することもできよう。
①九州・関西一環日本海圏と環黄海圏を含むアジア全域を結び付ける拠点地域

②北海道―北方圏の拠点として。また環日本海圏との結合

③東北日本海沿岸地域―対岸諸国との交流の促進とインフラの整備
④新潟―対岸諸国との交流拠点と日本海沿岸地域発展の推進役

⑤北陸―港湾を核とした複合的な交流拠点

⑥山陰―水産業を中心とした経済交流

第5章 「環日本海国土軸」構築に向けた政策提言

「環日本海新時代」は、世界に残された新しいフロンティアであり、同時に国内的には、これまでなかなか達成できなかつた多極分散型國土の形成を可能にする。「環日本海新時代」を好機とした日本海沿岸地域の一体的発展のため、日本海沿岸の国土軸を含む「環日本海国土軸」を構築するにあたって、次の基本戦略と政策の具体化が必要である。

(1) インフラの整備

現時点で顕在化しつつあるキャパシティ不足、施設未整備に迅速に対応するため、国際化に対応できる空港・港湾の施設拡充と、それに併せた通関などの運用体制の確保をめざす行政権限の移譲など、対岸諸国との交流をより活発化させるために日本海沿岸地域の条件整備を急ぐ必要がある。とくに北海道から長崎に至る日本海沿岸新幹線、高速道路の建設は緊急不可欠の課題である。

(2) ゲートウェイ機能の強化

対岸諸国と日本列島全体を意識したゲートウェイ機能の整備を図るために、既存の高速交通体系と空港・港湾とのアクセスを改善し、対岸諸国と太平洋岸の大都市あるいは内陸部との物流ルートの効率化をはかる。さらに空港、港湾及び都市の中心部との域内ネットワークを整備し、地域全体としてのゲートウェイ機能を充実し、インフラの整備

が地域の活性化に結び付くようになることが必要である。併せてポートセールスの積極化により、これまで太平洋側の空港・港湾を利用していた対岸諸国との物流を日本海側港湾に変更するなど、ゲートウェイ機能を強化する必要がある。関連して関税の規制緩和や関税行政の自治体移管を実現しなくてはならない。

(3) 環日本海交流拠点とネットワークの形成促進

日本海沿岸都市間の複合的なネットワークを形成し、ため、次の政策を展開する必要がある。

① 日本海環状弾丸ルートの形成

超・長期的には、二一世紀の世界的なビッグ・プロジェクトの一つとして朝鮮半島と九州、北海道とサハリン、サハリンと大陸を結ぶ海底トンネルなど日本海を囲む鉄道・道路・通信網などの総合的な「日本海環状弾丸ルート」の形成を考える必要がある。併せて環日本海圏においては天然ガスや液化天然ガスなど、エネルギー供給の環状ルートの実現も検討されるべきであろう。

② 交流拠点の形成とネットワークの形成

対岸諸国においても、自由貿易港の点的開発が始まっている。それを面的に拡大するという構想が進められている。これに対応して日本海沿岸都市においても交流拠点の形成と、接点を結ぶネットワークの形成が重要である。

③ 港湾機能の強化と高速貨物船の実用化

対岸諸国でも今後、空港の整備が進められると考えられるが、資源の特性から主要貨物は海運利用が効率的と思われる。したがって、日本海沿岸の港湾の機能再編と、高速貨物船の実用化を具体化すべきである。

④ 情報・通信システムの整備

これらネットワーク整備に当つては、交通ネットワーク形成と

併せて港湾貨物情報システムや、適正なロットの確保に資する効率的な集配システムなど情報・通信システムの整備が不可欠である。

また経済に限らず、災害や台風など気象情報を含む総合的情報機能を抜本的に強化するために「環日本海通信衛星」機構の設立を検討するとともに、光ファイバーなど最先端技術の活用による情報受・発信機能を飛躍的に高めなければならない。

(4) 知的インフラの整備

環日本海圏交流・協力を進めるにあたって、われわれの悩みは、対岸諸国の抱えている複雑な状況に対する、その実情がなかなか掴めないことである。とくに対岸諸国のインフラ整備の実態あるいはそれらを取り巻く自然環境や、社会・経済の実態については、今まで以上に情報の収集と蓄積が必要である。日本海国際基軸を形成するに当つて、われわれが最も重視しなければならない機能の整備は、環境にやさしい開発とともに、日本海沿岸の各地域が人的集積と情報・研究機能を拡充など、環境整備を進める必要があり、次の政策展開が重要である。

① 情報・研究機能の集積

対岸諸国のインフラの実態あるいは気象・土壤条件等開発事業等を推進するに当つて必要な情報の蓄積を図らねばならない。そのためには、ハイレベルの研究機能と情報処理機能を有する必要があり、日本海沿岸の都市にナショナル・レベルの研究機関を設立し、国際的な交流活動の拠点を形成するとともに、国内各地域の情報・研究ネットワークを確立する必要がある。

② 各種プロジェクト推進機関・体制の確立

市場経済移行のための知的支援等、開発事業推進のために技術指導、コンサルティング、設計・施工、プロジェクト発掘等ができる専門家の確保と機関の設立が必要である。

- ③ローカル間の交流組織の育成
相互理解を深めるため、姉妹都市など交流組織への積極的助成と相互での見本市などの開催、サッカーの日本海リーグの形成をはじめヨットレース、クルージング、駅伝、民族音楽祭などスポーツ大会・文化交流の交換開催等を促進することが重要であり、そのための施設の整備が必要である。
- ④文化、多言語学修、ローカル情報などの相互交流
地域間レベルでの国際的な情報圏・文化圏の共有化を目指した各種交流事業推進と併せて、市民に対する対岸諸国の地域情報の定期的提供及び広く市民を参加させる地域情報の積極的発信を促進する必要がある。圏域内の交流には三ヵ国以上の言語が必要であり、「環日本海交流センター」などの学修・交流の場を創設する。
- ⑤観光資源開発と振興
日本海沿岸の地域振興はもとより、相互の文化交流を促進する観点からも、対岸を含む地域固有の資源を活用した観光資源の開発とその振興を促進する。
- ⑥「環日本海国際交流会議」（仮称）の定期的開催
共同の歴史研究をはじめ環日本海諸国との学術交流・協力を目的とした「環日本海国際学術交流協会」の設立、こうした活動や各界各層が各地域で開催する環日本海地域をテーマに行われるシンポジューム・フォーラムの事例を踏まえながら、分野別交流と全体的交流を一体化した定期協議の場（「環日本海国際交流会議」（仮称））を確立する必要がある。
- ⑦自治体の役割
地域の自主性、創造性を引き出すためには、コーディネーターとしての自治体の役割が高まっている。特に地域レベルでの国際化に対応する総合的な取組みの一環として、自治体ベースの国際化

※※※※※
一九九四・一一月（社会党税制調査会）
※※※※※

平成七年度税制改正基本方針（案）

※※※※※

今次税制改革においては、安心と活力ある豊かな福祉社会を支える得る新たな税体系の構築のため、所得・資産・消費に対する課税がバランスのとれた姿となるようにすることとし、個人所得課税の負担軽減、及び現行消費課税の改革、消費税率の引上げ、地方消費税の創設等を柱とする改革を行った。

この「税制改革大綱」においては、利子・株式譲渡益等の総合課税化や納税者番号制度導入の問題、消費税における飲食料品に対する軽減税率採用問題、公的年金・私的年金といった年金に対する課税の在り方の問題などについて、引き続き進めるべき改革の課題とされているが、これらの点は社会党税調の「税制改革指針」における問題意識を踏まえた内容となっているところである。

社会党としては、上記の課題に今後とも一層の努力を続けるが、当面する平成七年度税制改正については、平成六年度税制改正の経緯をも踏まえ、次の方針で臨むものとする。

交流をより深化させるため、研修生の受け入れ、自治体職員などを専門家の派遣、交流事業への補助・助成金の拡充などの措置が必要であるとともに、自治体が地域独自で判断、決定、行動ができるよう地方分権を推進し、行財政基盤の強化を図る必要がある。

- 「税制改革大綱」の理念からも明らかなように、公正・公平な税制度を確立することの必要性が強調されているところであり、平成七年度改正に対する社会党の取組みにおいても、課税の公平確保や資産課税の充実といった観点から、いわゆる不公平税制的是正を含めた税制の見直しを進め、今次税制改革と一体のものとしていくとの考え方を基本とする。
- 一方、平成七年度税制改正に関連して、一部の業界から土地税制の緩和、有価証券取引税の軽減、住宅取得促進税制・生損保控除等の所得課税関係租税特別措置の拡充といった要望がおされているが、これらの措置は、総じて、本質的に資産課税ないし資産に関する負担の軽減を求めるものである。
- しかしながら、このような資産に係る課税の問題は、基本的には、上述の考え方にとって、軽減ではなく充実（適正化）の方向で腰をすえて検討しなければならない事柄である。
- 平成七年度税制改正は、まさに今次税制改革直後の改正であり、国民からの厳しいが期待をこめた視線が注がれている。社会党は、このことを十分に踏まえて、平成七年度税制改正において確実な成果をあげられるよう努力するものとする。

[参考] 「税制改革大綱」（6.9.22）（抄）

- 税制改革を真に国民本位のものとするためにも、税をめぐる不公平を大胆に是正していく必要があり、制度・執行両面にわたる公平確保の観点から、多角的な努力を行っていく必要がある。
- 資産課税については、今後とも、その適正化について真剣に取り組んでいかなければならぬ。
- 租税特別措置及び非課税等特別措置については、特定の政策目

2

租税特別措置及び非課税等特別措置 等

- 特別償却・準備金等の租税特別措置や非課税等特別措置は、基本的に特定の政策目的を実現するために講じられているものであるが、税負担の公平等税制の basic 理念を犠牲にするものであることを考えれば、現時点において真に必要な範囲でその存続を認めることがすべきである。したがって、この際、限られた財源を有効活用することを念頭に、個々の租税特別措置等に関し、政策目的・効果、実績、期間等を吟味した上、廃止すべきものは廃止し、存続を認めるものについてもその助成度合いについて、大幅に縮減を図り、抜本的な整理・合理化を目指すものとする。
- この場合、租税特別措置等の新設・拡充は厳に抑制することとし、社会経済構造の変化に対応するため新たな措置を講じる場合においても、既存の租税特別措置等の抜本的な見直しを前提とし、全体としては大幅な整理・合理化を行うものとする。
- 引当金制度は法人税の課税所得を合理的に計算するために設けられているものであり、制度自体を政策税制と考えることは適当でないが、個々の引当金については、その利用実態等を踏まえ、所要の検討を行うこととする。

3 土地税制

的を実現するための措置であるが、税負担の公平等の basic 理念にかんがみ、公正・公平推進のため、例外項目をつくることなく、たえずその政策目的、効果等を十分洗い直し、抜本的な整理合理化を図る。このため、平成七年度改正を今次改革の一環とも位置づけ、引き続き精力的に検討を進める。

○ 現行土地税制は、平成三年度税制改正において、

* 所得・資産・消費等の間で均衡のとれた税体系を確立する観

点から土地に対する課税の適正・公平を確保するとともに、

* 土地基本法の basic 理念（土地の公共性など）を踏まえた総合

的な土地対策の一環として税制についてもその役割を果たすと

の観点から長期的・安定的・構造改革的な制度として設けられ

たものである。

「基本的考え方」で示した資産課税の充実の必要性の観点を
も勘案すれば、典型的な資産課税である現行土地税制を着実に
実施する必要がある。

○ (1) 地価税

地価税は、平成三年度税制改正において、

* 所得・資産・消費等の間で均衡のとれた税体系を確立する観

点から土地に対する課税の適正・公平を確保するとともに、

* 土地基本法の basic 理念（土地の公共性など）を踏まえた総合

的な土地対策の一環として土地保有コストを高め土地の資産と
しての有利性を縮減する一

等の観点から安定的（長期的）な制度として設けられたものであ
り、当時野党であったわが党も、「土地本位制」と揶揄されるわ
が国経済社会の構造改革を目指すものとして、この地価税の創設
を積極的に推進したところである。バブル経済が崩壊した今日、
地価税法に対する附帯決議においてわが党が想定していたよう、
地価税の拡充強化を行う必要性は当面解消したものの、再び地価
の高騰を招かないよう、安易な軽減論を排除し現行制度の着実な
実施に努めるべきである。

○ 地価税の負担については、特定業種に片寄っているのではない
かとの批判があるが、これは、わが国の法人の土地所有の状況か
らみて、評価額で約六割の土地が特定の企業（全企業の約一%程

度）に集中していることの反映であり、地価について一層の下落が必要であるとの国民の声を背景とする立場を堅持していくことが必要である。仮に見直すというのであれば、むしろ土地保有に対してより広く負担を求めていく方向での検討を行ってもらおう。

○ いずれにしても、地価税の負担の在り方については、地価税法附則の規定の趣旨に沿って、平成九年度の固定資産税評価替えと併せて、来年以降、土地の保有に対する税負担全体の状況等を踏まえて検討を行なうことが適当である。

○ (2) 土地譲渡益課税

土地譲渡益に対しては自らの働きによってのみ得られる勤労性
所得よりも高い負担を求めることが税負担の適正・公平にかなう
と考えられるところから、個人所得課税の最高税率六五%という水
準との兼ね合いでみれば、土地譲渡益に対する現行税率三九%は
決して高いとは言えず、むしろ資産課税の充実の観点から引き続
き現行制度の着実な実施に努めていくべきものである。

○ 特に、このような中にあっても、現行の土地譲渡益課税は、土
地の有効利用目的の譲渡については軽減税率や特別控除などの優
遇措置を大幅に認めるという、メリハリの効いた制度となつてお
り、総合的な土地政策の観点からも重要な位置を占めるものであ
る。しかも、現に、個人の土地譲渡益の八割相当が何らかの優遇
措置の対象となつているとの状況にある。

したがって、制度の基本的な枠組みはあくまで堅持すべきであ
る。

4 住宅税制

○ 住宅取得促進税制については、租税特別措置のうち最大の減収

項目（六年度予算ベースで約五四八〇億円）となっていることからも明らかのように、これまで住宅取得には税制上できる限りの配慮がなされてきたが、景気対策の観点からその継続・拡大をさらに主張する向きがある。これについては、

* そもそも景気の現状をみると、個人消費、鉱工業生産、企業マインドの面で明るさが広がってきており、ゆるやかながら回復の方向に向かっていること、

* この制度は租税特別措置のうち最大の減収（六年度予算ベースで約五四八〇億円）となっており、既に相当程度の税制上の配慮がなされていること（年間最高三〇万円が税額控除されるが、これは年収七〇〇万円の標準世帯の所得税負担にほぼ匹敵）

* 住宅建設はストック面・フロー面ともに相当程度充実していること、

* 個人の持ち家という資産の取得のために借金ができるのは一定水準の収入のある者であること、

* 今次税制改革では、教育費と並んで住宅ローンの支払いのかさむような中堅所得者層を中心に個人所得課税の大幅な税負担軽減がなされたこと、――

等からすれば、景気対策を名目として住宅取得等にこれ以上のメリットを与えることは、適切ではない。

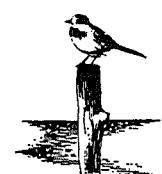
○ いずれにしても、住宅取得の動機づけに対するこれらの制度の効果の検証を含め、まずは、今後の住宅政策について基本的かつ総合的な議論が必要であり、税制もその中で検討し位置づけていくべきである。

における日本株取引の増加といった現象を捉えて、いわゆる「証券市場の空洞化」が叫ばれ、これとの関連で有価証券取引税を廃止・軽減すべきではないかとの主張がある。

しかしながら、「空洞化」と指摘されている現象の背景には税以外の様々な要因も複合的に働いていると考えられることから、こうした現象が生じる以前から存在している有価証券取引税と直接的に結び付けて考えることは早計といわざるをえない。

○ いずれにしても、株式取引に携われるのは所得に相当程度の余裕がある者であることからしても、有価証券取引税も有価証券という資産の移転に着目した一種の資産課税であり、したがって、その負担の在り方を探り上げようとするなら、課税の公平の観点や資産課税の充実の観点から、株式等譲渡益に対する総合課税化の問題や納税者番号制度の問題と併せて議論していかなければならぬ。

いいかえれば、株式等譲渡益が本来総合課税されるべきものであり、したがって、納税者番号制度が導入され株式等譲渡益に対する課税の適正化が行われる前の段階で、「空洞化」のみを理由として有価証券取引税の軽減を図ることには反対せざるを得ないということである。



原爆被爆者援護法案

与党合意の経過と内容

日本社会党戦後五〇年問題特別委員会

十月五日、原爆被爆者援護法問題に関する主要論点七項目を整理した。この中で、合意に至るまでもっとも難航するとと思われた「国家補償」の文言および特別給付金（仮称、以下同じ）の二項目について、検討に必要な最低限の資料を付している。

(3) 五項目合意段階の中間報告（資料3参照）

十月十七日、被爆者援護法問題の協議状況について政策調整会議に中間報告を行なった。その内容は、合意に至った五項目に関する部分と、難航している「国家補償」の文言および特別給付金についての協議状況に関する部分からなっている。

(4) 官房長官試案による合意（資料4参照）

十一月一日午前十一時、与党プロジェクトの会議に五十嵐官房長官が出席し、暗礁に乗り上げる二項目について試案をペーパーで示した。各党持ち帰って協議した結果、これを受け入れることで合意し、午後六時三十分に開かれた臨時政策調整会議に緊急報告され、承認された。

なお、この合意に際し、三党は次の諸点について口頭による申合せを行なった。

① 本提案の趣旨

与党三党が本案に合意した根本は、戦後五〇年の節目を迎えるに当って、国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記するとともに、改めて核兵器の廃絶に向けての決意を新たにし、世界の恒久平和を念願するためという、いわば「平和未来思考」によるものであること。

② 国会決議との関連

本案の前文に、たとえば「非核三原則」の文言を入れるべきであるという意見などがあるが、「新たな確立政権の樹立に関する合意事項」（九四年六月二九日）にある「過去の戦争を反省し、未來の平和への決意を表明する国会決議」の中で、これらの意見が生かされるよう努めること。

- (1) 検討事項と手順の決定（資料1参照）
九月二十一日、戦後五〇年問題としての検討事項と検討手順を決定した。その中で原爆被爆者援護法問題を最優先課題としたのは、村山総理の意向を尊重したものである。なおこの問題は、十月末までに決着をつけることが口頭で確認された。
- (2) 七項目の論点整理（資料2参照）

(3) 来年度予算の特別枠

所得制限の撤廃、特別葬祭給付金の支給などに要する新たな経費（二〇〇億円以上と見込まれる）については、来年度予算の特別枠として位置付けること。

(4) 法案の名称等

現段階では「原爆被爆者に対する援護に関する法律案（仮称）」と呼ぶこととするが、今後、かりに内閣法制局において変更を検討するような場合も、原爆被爆者援護法案と略称できるようなものにすること。なお、与党として合意した以上、政府提案の法律とすること。

(5) 合意後の作業状況

与党合意を受け、厚生省をはじめ政府は直ちに条文化の検討に入り、十一月一日までを会期とする第一三一臨時国会での成立を妨げないよう作業を急いでいる。なおそれは、直爆死没者の命日である八月六日（広島）、九日（長崎）に間に合うよう、施行期日を七月一日とすることを前提にしている。

なお、今日（十一月十日）段階の法案概要については、資料5を参照されたい。

二 社会党の提案と主張

与党プロジェクトにおける社会党の提案は、旧連立与党に社会党が参加し森井忠良座長のもとで合意した七月六日案（資料6参照）である。そこで焦点となつた「国家補償」の文言および特別給付金について、社会党は以下のように主張した。

(1) 「国家補償」の精神に基づく必要性

「国家補償」の文言は、国の戦争責任を明らかにしたものという誤解を招く恐れがあるとして、自民・さきがけ両党がこれに強く反対した結果、前文に「国の責任において」と表現することで落着した。こ

の間、「国家補償」の精神に基づく必要性を主張する社会党の論拠は、主に次の三点であった。

① 従来の公的見解

現行二法の趣旨目的は、最高裁判決（一九七八年）、厚相の私的諮問機関であった原爆被爆者対策基本問題懇談会の報告（一九八〇年）、その後の国会での論議、の三点すでに明らかにされている。すなわち、それは単なる社会保障法ではなく「広い意味における國家補償の見地」とか「国家補償的配慮」といった性格を持つということである。したがって、これを踏まえた法律にすることに、何ら抵抗ないはずである。

② 「国家補償」の意義

「広い意味における国家補償の見地」ないし「国家補償的配慮」の意義は、基本懇報告で説明されているように、原爆の特別な被害に着目した、いわゆる「結果責任」であって、国の不法行為に基づく「戦争責任」や「賠償責任」の趣旨ではない。与党間で合意するためには、社会党はやむをえずこの見解に立脚することとする。したがって、その文言を法案に明記することに問題ないはずである。

③ 予想される与党案

旧連立与党は、社会党離脱後、七月二一日「国家補償的配慮に基づき」とする案をまとめ、井出厚生大臣に政府提案の促進を申し入れた。したがって、現野党から「国家補償」の文言を明記した対案を出されることが予想され、その場合、与党合意に基づく政府案は不利な立場に立たされるのではないか。

(2) すべての原爆死没者を対象に

社会党提案は、すべての原爆死没者に対し特別の弔意を表すため、その遺族に特別給付金を支給する（ただし、葬祭料が創設された一九六九年四月以降の死没者を除く）、というもの。しかし、現行二法はもともと「生存被爆者対策」としての基本性格を持っている。社会党

はこの壁を破るよう努力したが（①②を参照）、自民・さきがけ両党の同意を得られず、原爆死没者の遺族である生存被爆者だけを対象とするという「不完全な形での決着となつた。

① 生存被爆者対策としての効果

現行被爆者対策が、治療方法もない放射線障害など生存被爆者の置かれた特別の状況に着眼した趣旨であることの背景には、死没に着目すれば他の戦災による戦没者との間に「死の差異」を設けるという不合理な結果となるからである。たとえば、厚生省によれば葬祭料は、生存被爆者の精神的不安を和らげるためとしている（一九六九年八月一日公衆衛生局長通知）。特別給付金の提案は、このような生存被爆者の特性と関係ないのではないかという批判に対し、社会党は次のような内容の反論をした。

特別給付金の提案は、人道上許すことのできない核兵器の使用による人類初の犠牲者に対し、戦後五〇年の節目に特別の弔意を表すことによって、再び核兵器の使用を許さないこと、二一世紀には地球上から核兵器のような大量殺戮兵器をなくすこと、という国家意思を内外に示そうとするものである。このように、政治判断を根拠とする立法や行政措置の例は、他にも数多くあるではないか。また、生存被爆者のほとんどすべてが家族、親類、縁者に原爆死没者を抱えているため、事実上の被爆者遺族だといえる。したがって、遺族を見舞うという趣旨もあるこの提案は、結果として、生存者の精神的安定に資するものである。

以上を基本とすれば、対象を死没の時期で区分することは当然、不可能となる。

② 他の諸問題への波及

直爆による戦没者まで対象とすれば、戦災犠牲者のうち他の原因による即死者遺族の要求などに対応せざるをえなくなるのではないのかという批判に対し、社会党は、前①の理由によって波及しないよ

うにすることが可能と主張した。

さらに、その金額は、波及効果が予想されるような高水準とならないよう配慮することや、戦後五〇年の節目を迎えて当然予想される諸要求には、個別に慎重に検討を加えるべきことなどを主張した。

③ 確認の困難性

被爆者手帳制度ができた一九五七年以降は、死没者とその遺族の確認は比較的容易だが、それ以前、特に直爆による死没者は三分の一から二分の一が氏名さえ確認できない状態ではないか、という批判があった。

これに対し社会党は、遺族の申請に基づき行政による審査によって確認できた者を対象とするため、問題は生じないこと。地元自治体は、確認手段について過去の蓄積があり、識別可能との立場を取っていること。確認できない死没者に対しては、別途、包括的に弔意を表すべきこと、などを主張した。

なお与党合意（官房長官試案）は、これら社会党の主張が十分に反映したものとは必ずしもいえない。しかし、これに同意しなければ、協議不調となって現状に甘んじなければならなくなる。また冒頭で述べたように、この機会を逃せば立法のチャンスは当分ないと思われる。これらの事情を勘案し、この連立政権における最善の案としてこれを評価し、受け入れることにしたものである。

（資料1）

一九九四・九・二一

与党・戦後五〇年問題プロジェクトの検討事項

- 2 (1) 内容及び立法形式等
 (2) 閣法か議員立法か

総理談話の具体化と推進

(カッコ内は三党プロジェクトによる補強)

- 歴史研究支援事業

- (1) アジア諸国との交流事業及び女性の職業訓練のためのセンター
 (ODA資金の活用等の検討を含む)

- アジア歴史資料センターの設立

- (4) 従軍慰安婦問題（対外的諸問題のための基金創設等国民参加の検討を含む）

- (5) 在サハリン「韓国人」の永住帰国

- (6) 台湾確定債務の支払い

三党合意の具体化と促進

(カッコ内は三党プロジェクトによる補強)

- (1) 戦後五〇年を記念する歴史的な行事と総理演説（広島・長崎平和賀の創設等の検討を含む）

- (2) 政府内の協議機関の設置など、行政としてのとりくみ体制の整備

- (3) 国会決議、国会内の協議機関の設置など、国会としてのとりくみ推進

その他未解決問題の明確化と適切な処理

- その他未解決問題の明確化と適切な処理については、このプロジェクトで引き続き検討・協議する。

参考・三党合意Ⅱ「新たな連立政権の樹立に関する合意事項」

一九四六年六月二九日

- 一 戦後五〇年と国際平和Ⅱ新政権は、戦後五〇年を契機に、過去の戦争を反省し、未来の平和への決意を表明する国会決議の採択

などに積極的に取り組む。このため、戦後五〇年問題について協議する機関を国会および政府に設置する。戦後五〇年を記念して平和のための国際貢献に役立つ記念行事を行う。

（資料2）

一九九四・一〇・五

被爆者援護法問題の論点整理

現行二法の一本化

「国家補償」の文言
 参考資料A・B参照。

1 特別給付金

2 二世・三世への適用

3 被爆地域の拡大

4 所得制限の撤廃

5 各種施設の充実

6 各種施設の充実

7 各種施設の充実

（資料2の付属資料A）

「国家補償」の文言に関する資料

(1) 政府の見解

現行原爆二法の趣旨に関する政府見解の趣旨を要約すれば、社会保障の機能と国家補償的な側面との両面を合わせ持つ、いわば複合的性格ということである（資料B参照）。なお、国家補償的な側面の根柢としては、「一般の戦争損害とは一線を画すべき特殊性を有する『特別の犠牲』」だからといわれている（一九八〇年の原爆被爆者対策基本問題懇談会報告より）。

(2) 現行法の表現

しかし、現行の原爆医療法は「健康上の特別の状態にかんがみ（中略）健康の保持及び向上をはかること」、同じく特別措置法は「今なお特別の状態にあるものに対し（略）その福祉をはかること」と、社会保障の側面だけを表現するにとどまっている。

(3) 従前の援護法案

「特別の状況にかんがみ、国家補償の精神に基づき（略）これらの者を援護すること」とし、現行法とは逆に社会保障の側面は表現されず国家補償面だけ掲げられている。なお、提案理由に述べられた国家補償の根拠は、①原爆投下は国際法違反だから、請求権を放棄した日本政府に補償責任がある、②大戦を開始し終結する権限と責任は、日本政府にあった、の二点。しかし、社会党はいま与党の合意形成ため、国家補償の文言を入れるべき理由として、次ページ(6)項を重視している。

(4) 旧連立与党と社会党の合意案

旧連立与党の「原爆被爆者援護法に関するプロジェクト」で社会党も合意した七月六日案は、「被害の特殊性にてらし、国家補償の精神に基づき（略）これらの者を援護すること」とし、国家補償面のみ表現する従前の援護法案を踏襲している。

(5) 社会党離党後の旧連立与党案

社会党離党後の旧連立与党プロジェクト七月二一日案は、「被害の特殊性にてらし、国家補償的配慮に基づき（略）これらの者を援護すること」とし、国家補償面のみ表現する従前の援護法案を踏襲しつつ、「国家補償」については一九七八年の最高裁判決の表現に転換している。

(6) 国家補償的な側面に関する認識

政府が現行制度に国家補償的な側面を認める根拠としては、①先に引用した基本懇報告のように「一般の戦争損害とは一線を画すべき特

殊性を有する『特別の犠牲』」だということ、②一九八一年の特別措置法改正で創設された「医療特別手当」及び「原子爆弾小頭症手当」に所得制限を設けなかたこと、などが考えられる。

〈資料2の付属資料B〉

現行原爆二法の性格に関する公的見解

☆一九七八年最高裁判決

「原爆医療法は、（略）いわゆる社会保障法として他の公的医療給付立法と同様の性格を持つものであるということができる。しかしながら、（略）このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であつた国が自らの責任によりその救済を図るという一面を有するものであり、その点では実質的に国家補償の配慮が制度の根底にあることは、これを否定することはできないのである。」

☆一九八〇年基本懇報告

「従来国にとってきた原爆被爆者対策は、原爆被爆という特殊性の強い戦争損害に着目した一種の戦争損害救済制度と解すべきであり、これを単なる社会保障制度と考えるのは適当でない。また、原爆被爆者の犠牲は、その本質及び程度において他の一般の戦争損害とは一線を画すべき特殊性を有する『特別の犠牲』であることを考えれば、国は原爆被爆者に対し、広い意味における国家補償の見地に立って被害の実態に即応する適切妥当な措置対策を講ずべきものと考える。」

☆一九八一年厚生大臣答弁 四月七日衆院本会議

園田厚相「基本懇から、『承知のとおり、単なる社会保障制度ではなく、『広い意味における国家補償の見地に立って講ずべきである』との意見をいただいておりますので、政府は、これを尊重しながら検討してまいりたいと思います。」

一九九四・一〇・一七

被爆者援護法問題の協議状況・中間経過報告

(与党戦後五〇年問題プロジェクト)

原爆被爆者援護法問題は、いよいよ当初設定した目標期限である一〇月末を迎えるとしています。しかし、主要論点として設定された七項目のうち、「国家補償」の文言と特別給付金（弔慰金）の二点については、いまだ合意に達しておりません。そこで、政策調整会議に対し一〇月二十五日の第一〇回全体会議終了時点における下記の中間報告を行うこととします。なお、私たちは残る数日をかけ、全般的な合意形成に全力を上げる所存ですので、ご支援、御協力を賜りますようお願いする次第です。

記

一〇月五日の全体会議で確認された「被爆者援護法問題の論点整理」七項目の内容には直接関係しない問題として、次の二点について合意されていることを、あらかじめ付記しておきます。①政府・与党が協力してこの問題解決に当たること。②主要論点七項目の基本骨格に関し協議すること。

以下、七項目の内容に沿って協議状況を報告します。

1 現行二法の一本化

合意されました。

2 「国家補償」の文言

現在、主として次の諸点について議論がかわされています。

- (1) 原爆被爆の特性に着目し国家補償の精神に基づくという法の趣旨を明記することについて。
- (2) 現行二法の趣旨的については、①最高裁判決（七八年・昭和

五三年）、②厚生相の私的諮問機関であった原爆被爆者対策基本問題懇談会の報告（八〇年・昭和五五年）、③その後の国会での論議、の三点に明らかにされているが、これらを基本として踏まえた法律にすることについて。

(3) 上記で踏まえるべき基本として、現行二法は、社会保障法の性格を持つと同時に、悲惨な原爆被害の特性に着眼した「広い意味における国家補償の見地」ないし「国家補償的配慮」に基づいた性格でもあるという両面があることにについて。

(4) 「広い意味における国家補償の見地」ないし「国家補償的配慮」の意義は、基本報告に詳細に説明されているように、原爆の特別な被害に着目した、いわゆる「結果責任」であって、国の不法行為に基づく「戦争責任」や「賠償責任」の趣旨ではないことについて。

(5) 法律上「国家補償」の文言を使用するのか、それ以外の文言によるのか、について。

(6) 次項の特別給付金（弔慰金）の創設が、「国家補償」の文言と密接不可分ないし連動しているとする意見について。

3 特別給付金

亡くなつた被爆者に対し、国がなんらかの形で弔意をあらわすことについては、合意が得られました。また、葬祭料創設（六九年・昭和四四年四月）以前の死没者に対し、核兵器廃絶の観点に立ち原爆投下時点にまで遡って、国が特別給付金（弔慰金）を出すべきとの意見が出されていますが、まだ合意に達しておりません。

4 二世・三世への適用

政府の研究を継続しながら、予算措置によって対応することで合意されました。

5 被爆地域の拡大

被爆地の指定については、科学的根拠とともに合理性にも着目し、

必要があれば適正な措置を講ずることで、合意されました。

6 所得制限の撤廃

合意されました。

7 各種施設の充実

合意されました。

（資料4）

与党合意（官房長官試案）

一 前文案

昭和二十年八月、広島及び長崎に投下された原子爆弾は、多くの尊い生命を一瞬にして奪った。原子爆弾という比類のない破壊兵器は、たとえ一命をとりとめた被爆者にも生涯消えることのない傷跡と後遺症を残し、また不安の中での生活をもたらした。このような原爆放射線被害に苦しむ被爆の方々に対して、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）に基づく医療の給付及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）に基づく各種手当の支給をはじめとする各般にわたる施策を逐年講じてきたところである。

また、われわれは、一度と再びこのような惨禍が繰り返されることがないようにとの固い決意の下、世界唯一の被爆国として、核兵器の究極的廃絶と世界恒久平和の確立を全世界に訴え続けてきた。

ここに、被爆後五十年を迎えるに当たり、われわれは、改めて核兵器の廃絶に向けての決意を新たにし、原子爆弾の惨禍を繰り返すことなく、恒久の平和を願うとともに、国の責任において、原爆投下の結果として生じた、他の戦争被害とは異なる原爆放射能による健康被害という特殊の被害にかんがみ、高齢化の一層進行している被爆者に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護対策を講じ、あわせて、

国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記するため、この法律を制定する。

二 特別葬祭給付金について

1 趣旨

○ 被爆による被害を受けながら、原爆の投下（昭和一〇年八月六日・九日）から被爆者対策が実施される以前、あるいはその対策の充実を見る前に亡くなられた方が、生前に経験された苦難は想像に余りあるものがある。

○ そこで、被爆後五〇年を迎えるに当たり、こうした死没者の方々の苦難をともに経験した遺族の方であって、自身も被爆者としていわば二重の犠牲を払つてこられた方々に対する生存被爆者対策の一環として、特別葬祭給付金を支給することにより、国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記する。

2 支給対象者

○ 支給対象者は、次の要件を満たす生存被爆者とする。

① 支給対象者が、原爆の投下（昭和一〇年八月六日・九日）から昭和四四年の葬祭料創設以前に亡くなった原爆死没者の遺族

（＊）であること。

（＊）遺族の範囲は、死没者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

② 支給対象者自身も被爆者（被爆者手帳の交付を受けている人）であること。

○ 給付額は、支給対象者一人に対して一律一〇万円とし、交付国債（二年償還）により支給する。

* なお、このほかにも、慰靈施設の設置など、原爆死没者全体について、その尊い犠牲を銘記する事業を行う。

〈資料5〉

(一九九四・一一・一〇現在の政府・与党案)

原子爆弾被爆者に対する援護

に関する法律（仮称）案の概要

- 1 原爆二法を一本化した新法の制定
 - 被爆後五〇年を迎えるに当たり、核兵器の究極的廃絶と世界恒久平和の確立に向けた決意を改めて表明し、被爆者に対する総合的な援護対策を実施する等の観点から、現在の原爆二法を一本化して新しく「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（仮称）」（以下「新法」）を制定する。
 - 新法には前文を設け、上記の基本的な考え方を示すとともに、「国の責任において」の表現を盛り込む。
 - 2 特別葬祭給付金の支給
 - 被爆者対策の充実を見る以前に亡くなつた原爆死没者の遺族であつて、自身も被爆者としていわば二重の犠牲を払つてきた者に対し、生存被爆者対策の一環として、特別葬祭給付金を支給する。
 - 支給対象者は、その人自身が被爆者であつて、原爆の投下から昭和四年の葬祭料創設までの間に亡くなつた原爆死没者の遺族（※）とし、給付額は一人一律一〇万円（三年償還の交付国債により支給）とする。
 - ※ 遺族の範囲は、死没者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - 申請期間内に行われた申請に基づき支給する。
 - 3 平和祈念事業（仮称）の実施
 - 国は、原爆死没者の尊い犠牲を銘記し、永遠の平和を祈念する
- 4 所得制限の撤廃
 - 健康管理手当などの手当に現在設けられている所得制限を撤廃する。
 - 5 各種事業の法定化
 - 現在予算措置として実施している原爆養護事業、被爆者相談事業などの事業を法定化する。
 - 6 調査・研究の推進
 - 原子爆弾の放射能に起因する身体的影響に関する調査研究の実施について、国の努力義務を設けるとともに、こうした調査研究事業を主たる目的とする民法法人に対する補助を法定化する。
 - 7 現行二法の施策の継続
 - その他、医療の給付、手当等の支給など、現行の原爆二法で実施している施策を新法においても継続する。
 - 8 施行期日
 - 一九九五年七月一日

〈資料6〉

原子爆弾被爆者等援護法案大綱

一九九四年七月六日（旧建立与党）原爆被爆者援護法に関する

プロジェクト

※医療法＝原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

特別措置法＝原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

この法律は、原子爆弾の被爆の特殊性にからし、国家補償の精神に基づき、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者並びにその遺族に対し、医療の給付又は被爆者年金・特別給付金等の支給その他必要な措置を講じ、もってこれらの者を援護する」とを目的とする。

第2 被爆者の定義（医療法二条・第三条相当）

被爆者は、広島市又は長崎市に投下された原爆に被爆したといえる要件を満たし、かつ、被爆者援護手帳の交付を受けている者をいう。

第3 健康診断（医療法第四条相当）

都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、健康診断を行うものとする。

第4 認定疾病医療の給付（医療法第七条・第一四条相当）

原子爆弾の障害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にある被爆者に対し、必要な医療の給付を行つ。

第5 一般疾病医療費の支給（医療法第一四条の2・一四条の7相当）

被爆者が、認定疾病、遺伝性疾病、先天性疾患等の疾病以外の負傷又は疾病につき医療を受けた場合には、厚生大臣が医療費を支給する。

なお、老人保健法に基づき都道府県及び市町村が負担しなければならない費用は、国が負担することとする（新規）。

第6 医療手当の支給（特別措置法第二条相当）

認定疾病であるとの認定を受けた者であつて、その認定に係る負傷又は疾病的状態にあるものに対し、都道府県知事が月額八万一千九〇〇円（八万五千四〇〇円）の医療手当を支給する。

第7 介護手当の支給（特別措置法第八条相当）

精神上又は身体上の障害（原爆の障害作用の影響によるものでないことが明らかな負傷又は疾病によるものを除く）があるため介護

を受けている被爆者に対し、その介護を受けている期間について、都道府県知事が介護手当を支給する。

他人介護の場合：月額六万八千円以内（重度障害の場合、一〇万三千五〇円以内）

家族介護の場合（重度障害のみ）：月額二万〇千円、三七〇円（二万円）

第8 被爆者年金の支給（特別措置法第三条・第五条の2相当）

被爆者のうち次に掲げるものに対し、被爆者年金を支給する。

なお、所得制限の規定は設けないこととする（新規）。

① 負傷・疾病が、原子爆弾の障害作用に起因する旨の認定を受けた者

五七万三千六〇〇円（六〇万円）（月額四万七千三百〇〇円（五万円））（特別措置法三条の特別手当相当）

（原子爆弾小頭症の患者にあっては、五三万五千九〇〇円（五万九千二〇〇円）を加算。）（月額四万四千六六〇円（六万六千六〇円））（特別措置法第四条の2の原子爆弾小頭症手当相当）

② 造血機能障害等を伴う疾病（被爆起因性出ないものを除く）にかかっている者（①の者を除く）

三八万一千三百一〇円（三九万九千六〇〇円）（月額三万一千八六〇円（三万三千三百〇〇円））（特別措置法五条の健康管理手当相当）

③ 原子爆弾が投下された爆心地から一キロメートルの区域内にあつた者又はその者の胎児であつた者

一九万一千六〇〇円（二〇万〇千四〇〇円）（月額一万五千九千三百〇〇円（一万六千七〇〇円））（特別措置法五条の2の保健手当相当）（障害者又は単身高齢者にあっては、三八万一千三百一〇円（三九万九千六〇〇円）（月額三万一千八六〇円（三万三千三百〇〇円）））

第9 特別給付金の支給（新規）

- 1 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四三年法律第五三号）施行の日の前日までに死亡した被爆者（被爆者援護手帳の交付を受けていない者を含む）の遺族に対し、特別給付金を支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合には、支給しない。
- 2 特別給付金の額は、死亡した者一人につき〇〇〇〇円とし、一〇年以内に償還すべき無利子の国債をもって交付する。

第10 葬祭料の支給（特別措置法第九条の2相当）

- 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、一四万九、〇〇〇円の葬祭料を葬祭を行う者に対し支給する。ただし、その死亡が原子爆弾の傷害作用による者ではないことが明らかである場合には、支給しない。

第11 被爆二世・三世（予算措置の法制化）

- 1 都道府県知事は、申出のあつた被爆二世・三世に対して、健康診断を行う。
- 2 原子爆弾の傷害作用に起因する疾病として政令に定めるものにかかるている旨の都道府県知事の認定を受けた被爆二世・三世に対して、認定疾病医療の給付、一般疾病医療費の支給、医療手当及び介護手当の支給を行う。（新規）

第12 原子爆弾被爆者養護ホーム（予算措置の法制化）

- 国は、都道府県並びに広島市及び長崎市が行う原子爆弾被爆者擁護ホーム入所委託事業等に対し、その費用の全部又は一部を補助することができる。

第13 原子爆弾被爆者相談所（予算措置の法制化）

- 都道府県並びに広島市及び長崎市は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に応ずる施設として、原子爆弾被爆者相談所を開けることができる。

第14 原子爆弾被爆者等援護審議会

- 厚生大臣の諮問に応じ、被爆者等の医療その他の被爆者等の援護に関する重要事項を調査審議させるため、医療法第四章の原子爆弾被爆者医療審議会を改組して、原子爆弾被爆者等援護審議会を設置する。

第15 交付金（特別措置法第一〇条相当）

- 国は、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給等に要する費用を、都道府県並びに広島市及び長崎市に交付する。

第16 放射線影響研究所に対する助成（予算措置の法制化）

- 国は、財団法人放射線影響研究所に対し、その事業に要する費用を補助し、その事業を推進するため必要な助言、指導等の援助を行うものとする。

第17 被爆隣接区域内の者（医療法附則三項相当）

- 1 この法律で規定する「被爆者」の要件を満たさないが被爆隣接区域内にあった者又はその胎児に対して、当分の間、都道府県知事が、健康診断を行う。
- 2 これらの者の実態の把握等のため、厚生大臣は、速やかに、調査を行わなければならない。

第18 医療法及び特別措置法を廃止する。

月刊「政策資料」号外

第127・8・9回国会〔1994年度版〕

国会報告

連立の時代と社会党

政策担当者・地域活動家・研究者必携！ 好評発行中

A4判270頁・軽装 発行価950円（10部以上割引有り）

連立時代の幕開けとそれを象徴する国会報告・1994年版をお届けする。

本書の収録範囲は、宮沢内閣不信任案可決・総選挙後の細川連立政権が誕生した第127特別国会(93年8月5日～同28日)、様々な経過を経て政治改革関連4法案が成立した第128臨時国会(93年9月17日～94年1月29日)、予算案審議の半ばでの細川内閣総辞職、村山首班指名という史上初の1国会・総理3人が誕生した第129通常国会(94年1月31日～6月29日)、以上の3つの国会である。

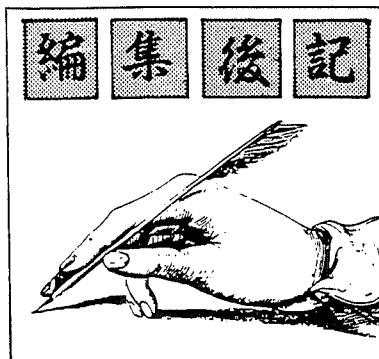
政治改革4法、ガット・ウルグアイラウンド、税制問題、そして連立政権下における各党調整、首班指名など、この一連の国会には連立政治が凝縮されている。社会党はこの連立政権下をパーフェクトで乗り切ってきたとはいえない。しかし、国民が求める改革をめざし、たゆまぬ努力を重ねてきた足跡がにじんでいると考える。（「序にかえて」より）

編集・発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第一議員会館

電話 03-3581-5111 内線3880~4 FAX 03-3580-8068

村山政権が発足して四ヶ月が経過した。この間、政策審議会のスタッフは、本会議における代表質問の草稿とその答弁書を同時に作成しなければならないことに戸惑いながら、徹夜のような状態が続いた。そうした慢性的な睡眠不足の状態で、最近はよく考え込んでしまう。「いったい、統治行為とは何であるのか」◆この原因はどうやら、歴史学者バーバラ・W・タックマン女史の『愚行の世界史』（朝日新聞社刊）を、寝覚め眼で読んだからである。少し長いが、その冒頭の文章を引用する。◆「場所と時代を問わず、歴史を通じてはっきりと目に付く現象がある。諸国が政府を追及する姿だ。人類はあらゆる領域でめざましい発展をとげてきたが、統治の仕方だけは他の領域に比べるとお粗末な実績しかあげていよいように思われる。◆「英知とは敬虔にもとづく判断力の行使と定義することができますが、統治の領域では、そうした英知や、常識や、役に立つ情報などが、持ち前の力を發揮せず、くじけてしまっている。高官たちが、理性が指し示し、分別ある利己心が示唆するところとしばしば正反対の行動をするのはな



ぜか。明敏な心的過程が機能していないようにもえることがたびたびあるのはなぜか」（大社淑子訳四ページ）◆タックマン女史は本書で失政を次の四つのタイプに分類し、四つ目に愚行をあげ、これを「國益に反する政策の追求」と定義し、世界史上四つの大きな事件を取り上げて詳述している。愚行の典型としての、トロイアの木馬の話。次いで、プロテスタンントの分離を招いたルネッサンス時代の六人の法王の失政。国王に忠誠を誓っている植民地の人々をあえて背かせ、アメリカ革命の原因を作った一八世纪のイギリス議会。そして米国史上最長の戦争であるベトナム戦争。◆タックマン先生は、最後にこう仰っている。「政治は今まで三、四千年前からほとんど向上していないのなら、私たちが多く改善を期待するのは道理に合わないのかもしれない。私たちはただ、光輝と衰亡、偉大な努力と弱りとのまだら模様を繰り返して、この三、四千年やってきたように、なんとかお茶を濁してやっていくだけなのかもしれない」昨今のどこかの国の政治情勢もよく似てはいなか、と寝覚めをこすって哲学するのである。

(石)

政策資料編集委員会

委員長 関山信之
編集委員 大畠章宏
田口健二
緒方克陽
土肥隆一

稲山篤
上山和人
葉科満治
温井寛

石田武 石田好数
早川幸彦 河野道夫
小川正浩 長谷川崇之
浜谷惇 浜谷
会計監査 石橋大吉 糸久八重子
兼事務局長 兼事務局長

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 四五〇円
送料 七六円

年間購読料 六〇〇〇円（前納）

郵便振替 東京〇〇一八〇一四

又は

大和銀行	衆議院支店
普通	203888

日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYO

December 1994

No. 339

<FOREWORD>

DOI Ryuichi

Vice-Chairman of the Policy-Making Board

<DOCUMENTS>

Fact-finding Mission Report on Rwanda Refugees

Policy Program on Renovating Agriculture
(Government's Council on Renovating Farming)

How to Deal with the Reform of the Pension System
(Social Welfare Committee of the SDPJ)

Basic Position on Fares and Charges of Public Services
(Economic Policy Project of the Ruling Parties)

SDPJ's Policies on the Japan Sea Rim Development
----Regional Development Strategies in the Japan Sea Rim

1995 Draft Policy for Tax Reform
(Tax Reform Council of the SDPJ)

Agreements on Relief Measures for Atomic Bomb Victims
(50th Year Anniversary Committee of the Ruling Parties)

政策資料 12 月 号

編集人 政策資料編集委員会
発行人 関山信之
発行 日本社会党政策審議会
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581)5111 内線3880~4
FAX 03(3502)5857

Published by Policy-Making Board
Social Democratic Party of Japan

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Natata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

定価450円 (送料76円)